

2022 年度

学士論文

「自由で開かれたインド太平洋」構想がヨーロッパに与えた影響

——イギリスの外交・安全保障政策を例に——

一橋大学社会学部

4119116B

関口航平

田中拓道ゼミナール

目次

序章 問題関心とテーマの所在	p.1
第1節：扱う問題と用語	p.1
第2節：「自由で開かれたインド太平洋」の概要と背景	p.2
第3節：「自由で開かれたインド太平洋」を扱う意義	p.3
第4節：リサーチクエスションと分析手法	p.9
第1章 これまでの日本の外交活動・外交方針	p.11
第1節：戦後復興期の日本の外交活動と外交方針	p.11
第2節：福田ドクトリンと大平外交	p.13
第3節：日米安保再定義	p.15
第4節：ポスト冷戦期の日本外交	p.17
第2章 「FOIP」の提唱、修正、受容	p.22
第1節：日本国内での「FOIP」の形成	p.22
第2節：日本国内での外交政策の検討と「FOIP」の提唱	p.24
第3節：「FOIP」に対する周辺諸国の反応	p.26
第4節：「FOIP」の修正と受容	p.29
第3章 日本からヨーロッパへの「FOIP」に関する働きかけ	p.32
第1節：日本の「FOIP」提唱戦略	p.32
第2節：ヨーロッパ諸国の「FOIP」への反応	p.34
第4章 「FOIP」に関するイギリス国内での議論	p.44
第1節：国民投票でのEU離脱派の勝利とグローバル・ブリテンの提唱	p.44
第2節：Brexitの完了後のグローバル・ブリテンの具体化	p.46
第3節：グローバル・ブリテンの具体化への日本の働きかけ	p.50
終章 総括と課題	p.55
第1節：主張の総括	p.55
第2節：この研究の限界と今後の展望	p.56
引用・参考文献一覧	p.58

序章 問題関心とテーマの所在

この章では、この論文の背景にある問題関心、この論文で扱うテーマとその重要性について示したうえで、この論文が明らかにしようとする問題について示す。

第1節：扱う問題と用語

2022年現在の日本の外交環境は厳しさを増している。隣国の中国では第20回中国共産党大会において習近平総書記をトップとする指導部が異例の3期目に入り、台湾との統一に関して武器の使用を決して放棄しない¹としている。日本政府は2022年12月に戦略三文書を改訂し、「自由で開かれた安定的な国際秩序は…〔中略〕…パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、今、重大な挑戦に晒されている」²としたうえで、「防衛力の抜本的強化を始めとして、最悪の事態をも見据えた備えを盤石なものとし」³なければならないとして、今後5年間の防衛費予算額をこれまでの約26兆円を大きく超える43兆円程度にまでのぼすこととした^{4,5}。

このような決して平穏ではない外交・安全保障環境に置かれているなかで、日本が守ろうとしている「自由で開かれた安定的な国際秩序」の内実を表しているのが、近年の日本の外交戦略であり安倍晋三元首相が提唱した「自由で開かれたインド太平洋（以下、本文中では「FOIP」と表記）」である。「FOIP」の内実を明らかにすることが現在の日本外交の方針を

¹ 中華人民共和国中央人民政府『the report to the 20th National Congress of the Communist Party of China』、2022、p.52 l.6

URL：<http://english.www.gov.cn/atts/stream/files/6357d404c6d028997c37ca9b>

最終参照日：2023/01/23

² 防衛省『国家安全保障戦略』2022、p.3

URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/pdf/security_strategy.pdf

最終参照日：2023/01/23

³ 同上 p.4

⁴ 朝日新聞「今後5年の防衛費、43兆円に増額 首相が指示、現行計画から大幅増」、2022/12/5

URL：<https://www.asahi.com/articles/ASQD56H5CQD5UTFK00W.html>

最終参照日：2023/01/23

⁵ ロイター通信「防衛費5年間で43兆円、現行計画の1.6倍 戦闘継続能力を強化」、2022/12/16

URL：<https://jp.reuters.com/article/japan-government-1216-idJPKBN2T00L1>

最終参照日：2023/01/23

知り、今後の日本外交の戦略を考えるうえで重要であるため、この論文の主要なテーマとして取り上げる。

続いて、この論文で扱う用語の定義を明らかにする。まず、この論文での「第一次安倍政権」は2006年9月26日から2007年9月26日までの期間の内閣、及びその期間の政府組織全体を指す。「第二次安倍政権」は、民主党から自由民主党への政権交代後に安倍が首相を務めた、2012年12月26日から2020年9月16日までの期間の内閣、及びその期間の政府組織全体を指す。また、国名を付さずに「外務省」とした場合は日本の外務省を指す。他国の外務当局に言及する際には国名を付す。

第2節：「自由で開かれたインド太平洋」の概要と背景

最初に「FOIP」の概要とそのコンセプトについて確認する。「FOIP」は当時首相だった安倍が日本の外交戦略として、2016年8月にケニアで行われたアフリカ開発会議(TICAD VI)の基調演説において発表したコンセプトである⁶。

外務省のホームページに掲載されている資料⁷によれば、「FOIP」は、第二次安倍政権の「地球儀を俯瞰する外交」及び「国際協調主義に基づく『積極的平和主義』」の2つの外交コンセプトをさらに発展させたものであり、アジアとアフリカの2つの大陸、及び太平洋とインド洋の2つの大洋を一体として捉えることで、新たな日本外交の地平を切り拓くとしている。日本政府は「FOIP」実現の三本柱として①法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、②経済的繁栄の追求、③平和と安定の確保、を挙げて「地域全体の安定と繁栄を促進する」としている。またこの資料⁸からは、アジア太平洋地域の中でも2つの大洋に挟まれており日本のシーレーンが通るASEANの中心性や一体性、またASEAN地域の連結性と発展を重視していることが読み取れる。

続いて、FOIPの基となっている2つのコンセプト、「地球儀を俯瞰する外交」及び「国際協調主義に基づく『積極的平和主義』」について確認する。これらは共に2012年末の衆院選の結果発足した第二次安倍政権以降に提唱された外交コンセプトである。

2013年1月末の、第二次安倍政権発足後初となる所信表明演説で安倍は「外交は、…〔中略〕…地球儀を眺めるように世界全体を俯瞰(ふかん)して、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった、基本的価値に立脚し、戦略的な外交を展開していくのが基本であります」

⁶ 外務省『平成29年版 外交青書』2017、p.15

⁷ 外務省「自由で開かれたインド太平洋の基本的な考え方の概要資料」、2018

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430631.pdf>

最終参照日：2023/01/23

⁸ 同上

⁹と述べている。また外務省の外交青書を見ると 2013 年版までは「地域別に見た外交」となっていた外交青書第 2 章の章立てが、2013 年中の外交成果をまとめた 2014 年版以降は「地球儀を俯瞰する外交」となっている¹⁰。これらから、「地球儀を俯瞰する外交」は日本外交の全体的な形に関わる外交コンセプトであり、価値観を共有する国と地理的な壁を越えて関係を深めることをうたっていると見える。

続いて 2013 年 12 月に閣議決定された国家安全保障戦略を確認する。その冒頭、II 章 1 節「我が国が掲げる理念」に以下のように記述されている。

平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。このことこそが、我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念である。¹¹

また、2014 年版外交青書の第 1 章 2 節の冒頭にも「国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく」¹²との記述がある。これらから、「国際協調主義に基づく『積極的平和主義』」は、自国のみならずアジア太平洋地域を始めとした国際社会全体の平和と安定と繁栄の確保に、特に安全保障の観点から貢献することへの意思表示と理解できる。

第 3 節：「自由で開かれたインド太平洋」を扱う意義

ここまで、「FOIP」の外交コンセプトは第二次安倍政権以後の外交政策の流れのなかで提唱されたものであることを述べてきた。続いて以下では、「FOIP」が日本の戦後外交史の

⁹ 首相官邸「安倍総理・所信表明演説～平成 25 年 1 月 28 日 第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説～」、2013

URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/183shoshinhyomei.html>

最終参照日：2023/01/23

¹⁰ 外務省「外交青書・白書」、2022

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>

最終参照日：2023/01/23

¹¹ 内閣官房「国家安全保障戦略」2013、p.3 l.19、

URL：<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-j.pdf>

最終参照日：2023/01/23

¹² 外務省『平成 26 年版 外交青書』2014、p.6

中でどのような意義を有しているかを確認する。

まず学術的な意義を二点あげる。一点目は、日本外交の地理的範囲を拡大した点である。古賀慶は、外務省の資料を引いて戦後日本が外交において「アジアの一員としての立場を堅持」することを外交の3本柱のひとつとして掲げて「アジア」地域に積極的に関与してきた¹³ことを指摘したうえで、「FOIP」について「日本外交の3本柱を強化・融合しつつ、地政学的水平線の拡大、地域諸国（特にインド）との関係強化を明確に進めていく点」¹⁴が特色であるとしている。

二点目は国際秩序を重視する点である。詳しくは次章で述べるが、1970年代から80年代にかけて福田赳夫や大平正芳が展開した外交と比較した際、アジアの利益を追求するという点では共通しているものの、福田や大平は経済的アプローチを中心としているのに対して「FOIP」はそれに加えて基本的な国際ルールの尊重も謳っている。これら二点が「FOIP」の特色といえる。

続いて近年の日本外交を確認し、「FOIP」が日本をはじめ各国の外交活動にどれほどの影響を与えているかを地域ごとに確認する。

日本とASEANとの間では、2018年11月の日ASEANサミットにおいて採択された日ASEAN友好協力45周年記念の共同声明の第3項において、ASEANの諸原則等を尊重する形で「自由で開かれたインド太平洋地域を促進するとの見解を共有する」¹⁵としている。「FOIP」の直接の対象とはされていないイギリスやフランスとの間でも、安倍が「FOIP」を提唱した時期以降で最初の外務・防衛閣僚会合（以下、本文中では「2+2」と表記）において交わされた合意文書の総論の部分で、「FOIP」の実現に向けた取り組みや協力を進めていくと確認している^{16, 17}。国連安全保障理事会の常任理事国であり国際関係に大きな影響力

¹³ 外務省『昭和32年版 わが外交の近況』1号、1957、p.7

¹⁴ 古賀慶「日本の東アジア地域秩序構想——冷戦後における継続と変化——」、佐橋亮（編）『冷戦後の東アジア秩序：秩序形成をめぐる各国の構想』、勁草書房、2020、p.138

¹⁵ 外務省「日ASEAN友好協力45周年記念・第21回日ASEAN首脳会議共同声明（仮訳）」、2018

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000420504.pdf>

最終参照日：2023/01/23

¹⁶ 外務省「第3回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）」、2017

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page4_003549.html

最終参照日：2023/01/23

¹⁷ 外務省「第3回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）」、2017

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/fr/page11_000033.html

最終参照日：2023/01/23

を持つイギリス及びフランスから「FOIP」への支持を取り付けたことは、「FOIP」を通じた働きかけを各国と協力して行う上で大きな意義を持つといえる。

「FOIP」は外交文書上での理念の共有に留まらず、自衛隊と各国軍との共同訓練や政府間での協定の締結といった、構想の実現に向けた具体的な協力の進展ももたらしている。ASEAN 諸国とは、海上警察の能力構築支援¹⁸や、防衛装備品・技術移転協定の締結及び装備品の供与といった取り組み¹⁹が行われている。一方でアメリカやオーストラリアをはじめとした先進国とは、“協働”の語を用いて ASEAN 諸国との協力に比してより具体的な取り組みを行っていることを示している²⁰。実際にオーストラリアとは共同訓練を米軍も含む形で毎年のように実施している²¹。制度面でも、防衛装備品・技術移転協定や、両国軍の間で物品・役務を相互に提供する際の決済手続き等の枠組みを定める物品役務相互提供協定（以後本文中では「ACSA」と表記）²²、両国軍がそれぞれ相手国内で活動する際の手続きや地位を定めその活動を円滑にする円滑化協定²³を締結している。これら3つの制度的枠組みは政府が同志国との連携強化のために整備を推進するとしているものである²⁴。

¹⁸ 古谷健太郎「中国の海上秩序への挑戦がもたらした海上保安庁のキャパビル（能力構築支援）の新たな役割」、笹川平和財団「国際情報ネットワーク分析 IINA」、2021

URL：https://www.spf.org/iina/articles/furuya_05.html

最終参照日：2023/01/23

¹⁹ 防衛省・自衛隊「多角的・多層的な安全保障協力」より「FOIPの維持・強化に向けて協力を強化する地域との取組の例」、2022

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/index.html#block05>

最終参照日：2023/01/23

²⁰ 防衛省・自衛隊「多角的・多層的な安全保障協力」より「FOIPの維持・強化に向けて協働を進めていく国々との協力の例」、2022

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/index.html#block04>

最終参照日：2023/01/23

²¹ 防衛省・自衛隊「多角的・多層的な安全保障協力」より「各国との防衛協力・交流」>「オーストラリア」、2022

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/pacific/australia.html>

最終参照日：2023/01/23

²² 同上

²³ 外務省「日豪円滑化協定の署名」、2022

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page4_005481.html

最終参照日：2023/01/23

²⁴ 首相官邸「国家防衛戦略」、2022、p.15

URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000119646.pdf>

最終参照日：2023/01/23

「FOIP」を背景にした安全保障協力のうちイギリスとの間で行われているものは特筆すべきものである。イギリスは南太平洋に位置するオーストラリアや海外県を有するフランスとは異なり、この地域に自国の領域を保有していない。それにも関わらずイギリスはインド太平洋地域において安全保障上の貢献を行っている。例えば2021年には就役直後の空母を中心とする打撃群を²⁵、同年からは哨戒艦艇2隻を5年間の予定でインド太平洋地域に派遣している²⁶。実際に空母の派遣に際して、イギリス海軍は「友好国と協働し、昨今の安全保障上の課題へ対処することへの関与を再確認する（engaging with our friends and reaffirming our commitment to addressing the security challenges of today and tomorrow）」²⁷と主張しているほか、中国を牽制する狙いも報道で指摘されている²⁸。

制度面では前述のオーストラリアと同様に、日英間で防衛装備品・技術移転協定及びACSAを締結しており²⁹、円滑化協定締結に向けた協議も進行中である³⁰。加えて2022年の

²⁵ 読売新聞オンライン「英空母「クイーン・エリザベス」が横須賀に寄港…英海軍最大の艦艇、中国をけん制」、2021/9/4

URL：<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210904-OYT1T50219/>

最終参照日：2023/01/23

²⁶ Royal Navy, Patrol ships bid farewell to Portsmouth as they begin Indo-Pacific deployment, 2021/9/7

URL：<https://www.royalnavy.mod.uk/news-and-latest-activity/news/2021/september/07/210907-spey-and-tamar-deploy>

最終参照日：2023/01/23

²⁷ Royal Navy, Carrier Strike Group deployment to visit 40 countries, 2021/4/26

URL：<https://www.royalnavy.mod.uk/news-and-latest-activity/news/2021/april/26/210426-csg21-deployment>

最終参照日：2023/01/23

²⁸ 朝日新聞「英空母クイーン・エリザベス、米海軍横須賀基地に寄港 中国牽制か」、2021/9/5

URL：<https://www.asahi.com/articles/ASP947H03P94ULOB002.html>

最終参照日：2023/01/23

²⁹ 防衛省・自衛隊「多角的・多層的な安全保障協力」より「各国との防衛協力・交流」>「英国」

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/euro/uk.html>

最終参照日：2023/01/23

³⁰ 産経新聞「共同訓練円滑化協定で大枠合意 日英首脳会談」2022/5/5

URL：<https://www.sankei.com/article/20220505-UGMWX3Q3SNPVPEWPAMSWE54TKI/>

最終参照日：2023/01/23

12月にはイタリアを加えた3か国で次期戦闘機を共同開発する方針を公表した³¹。このように、日英間では両国を隔てる地理的な距離の大きさにも関わらず、アジア太平洋地域の安全保障環境の維持を視野に入れた密な連携が実現している。

これまでに見てきた「FOIP」の意義を総括し、特に研究する意義のある分野を示す。「FOIP」は地理的制約を超えて安全保障面を通じた貢献を打ち出した日本外交史のなかで特色ある外交コンセプトで、実際の外交の場でもアジア太平洋地域内外の諸外国から理解を得ている。なかでも国連安保理の常任理事国である英仏の理解を得て、各国軍の協力を円滑にする各種協定の締結や演習の実施といった軍事的な協力関係を深めていることは日本の外交・安全保障にとって意義がある。「FOIP」の外交コンセプトやそれに基づく外交上の取り組みがこの地域での利害が他国と比較して少ないイギリスに対して及ぼした影響について考察することは、今後日本が有力な国からの外交・安全保障上の協力を取り付けるための外交政策を立案・実施するにあたって有益であり、今後の日本に貢献できると考えられる。

「FOIP」の外交コンセプトがいかんにして形成され、周辺諸国に受容されていったのかについては研究が既に蓄積されている。「FOIP」の外交コンセプトが浸透した要因は主に、第二次安倍政権が安定的な長期政権であったこと³²、そしてFOIPが対中封じ込めの意味合いを含む「FOIP戦略」からより協調的な「FOIP構想」へと変化したこと^{33, 34}の二点である。

特に二点目については多くの研究がなされている。細谷雄一は、Quadに代表されるような第二次安倍政権成立当初までの安倍のインド太平洋をめぐる構想は中国への対抗を意識したものだったが、中国との対立を懸念するASEAN諸国の声などをうけて対抗的な側面を弱め、「FOIP」の提唱以降より協力的な内容へと変化したことを挙げている³⁵。また古賀も「FOIP」について、ASEAN諸国の要望に応える形で「自由で開かれたインド太平洋戦略」から「構想」へと変化していることを例示して「必ずしも特定の目標やアプローチが定まっているとは言えず、その構想はつねに変化し続けている」³⁶ことを指摘したうえで、「概念自体が曖昧であったため、柔軟に他国の要望に応えることができ、構想に対する反発は免

³¹ 外務省「日英伊三か国首脳による次期戦闘機共同開発の公表」、2022/12/9

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page6_000789.html

最終参照日：2023/01/23

³² Hosoya Yuichi, FOIP 2.0: The Evolution of Japan's Free and Open Indo-Pacific Strategy, *Asia-Pacific Review*, 26:1, 2019, p.18

³³ 添谷芳秀『入門講義 戦後日本外交史』、慶應義塾大学出版会、2019、の中のp.273以降の第9章3節「安倍外交の進展と停滞」を参照

³⁴ 大庭三枝「東アジア地域秩序の変容と地域統合の進展」『神奈川大学アジア・レビュー』8、2021、p.80 l.7

³⁵ Hosoya Yuichi, op. cit., 2019, p.18-28,

³⁶ 古賀、前掲書、2020、p.139

れた」³⁷と主張している。

以上のように、「FOIP」の外交コンセプトの内容が対立的でなくなったため、また曖昧であったために多くの理解を得られているとの理解が一般的になされている。しかしながら、この説明は「FOIP」が西欧諸国からも理解を得ていることまでは説明できていない。日本と西欧諸国との間でも「FOIP」の概念や定義づけが曖昧なのであれば、日本とイギリス・フランスが自由で開かれたインド太平洋のために安全保障面で関係を強化している理由は何なのだろうか。この点について検証を行う必要があると考える。

次に近年の日英の外交関係の研究状況を整理する。日本とイギリスとの外交関係の深化の過程については、秋元千明が『復活！日英同盟 インド太平洋時代の幕開け』³⁸の中で述べている。秋元は、現在までに至る日英の外交安全保障の協力関係について、2012年4月10日に当時の野田佳彦首相とデイヴィッド・キャメロン首相の間で行われた日英首脳会談が契機となっており、この会談の共同声明での8項目の合意が2017年に発出された日英安保協力宣言のベースになっていると主張している³⁹。実際、秋元の主張する通り、この2012年の会談の以後、政権交代を挟んだ後の2013年には装備品の共同開発・生産及び情報保護に向けた協定⁴⁰、2017年には上述の共同宣言に加えて日・英物品役務相互提供協定⁴¹（以後、「日英 ACSA」）を交わしているほか、日英間の2+2も2015年以降コロナ禍を挟みながら4回にわたって実施されている⁴²。また実質的な交流として、専門家会議やイギリスの民間

³⁷ Hosoya Yuichi, op. cit., 2019, p.18-28,

³⁸ 秋元千明『復活！日英同盟 インド太平洋時代の幕開け』、CCCメディアハウス、2021

³⁹ 秋元、前掲書、2021、p.39

⁴⁰ 外務省「日英間の防衛装備品等の共同開発等に係る枠組み及び情報保護協定の署名」、2013

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page11_000022.html

最終参照日：2023/01/23

⁴¹ 外務省「日・英物品役務相互提供協定の署名」、2017

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004207.html

最終参照日：2023/01/23

⁴² 外務省「英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）」の中の「トピック
ス」>「安全保障」、2022、

URL :

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/index.html#:~:text=%E5%AE%89%E5%85%A8%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E3%83%88%E3%83%94%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B9-,%E6%97%A5%E8%8B%B1%E5%A4%96%E5%8B%99%E3%83%BB%E9%98%B2%E8%A1%9B%E9%96%A3%E5%83%9A%E4%BC%9A%E5%90%88,-%EF%BC%88%E3%80%8C2%EF%BC%8B2%E3%80%8D%EF%BC%89%EF%BC%89>

最終参照日：2023/01/23

研究機関（シンクタンク）における知的交流、自衛隊とイギリス軍の間での共同訓練などの交流、いわゆる制服外交が活発に行われていることにも言及している。加えて、イギリス自身の日本に対する見方として、2015年版のイギリスの国家安全保障戦略を分析して日本が繰り返し言及されていることを指摘し、日本の位置づけについて「英国が安全保障上のパートナーとしていかに日本を重視しているかをそのまま示している」⁴³と指摘している。

しかしながら秋元の記述は日英間の外交的なやりとりの整理が中心であり、日本やヨーロッパ諸国の政府関係者や専門家の認識の形成及び変化は踏まえていない。このことは秋元自身も「新たな日英同盟の推進にあたっては日本と英国の国内事情も関係しているが、本書では主に背景となる国際情勢を中心に新しい日英同盟について分析を試みた」⁴⁴と認めている。また論述の対象を日英関係に絞っており、日本政府がイギリス以外の国とどのような外交的やりとりをしてきたかや、欧州諸国の国内においてどのようなやりとりが行われたかは述べられていない。加えてこの書籍が出版された2021年3月以降の各国の外交的な動きを検証する必要性もある。

第4節：リサーチクエスションと分析手法

これまでに整理してきた「FOIP」が浸透した過程を扱った先行研究では、「FOIP」が直接の対象とはしていない米英豪といった欧米諸国、なかでも比較的この地域での直接的な利害対立が少ないイギリスが「FOIP」に理解を示しつつ外交・安全保障上の関与をしている理由はまだはっきりとは明らかになっていない。このテーマについて考察を加えることは、今後日本の外交戦略及び政策を考える際に有益である。

以上を踏まえて、この論文ではFOIPの考え方が、射程としているインド太平洋地域を超えてヨーロッパ諸国の政府にまで理解が示されていることを確認したうえで、特にインド太平洋地域での利害が比較的少ないイギリスがこの地域で貢献するにいたった経緯を明らかにする。そして今後FOIPの考え方をさらに浸透させてより実質的で深い協力を取り付けるうえで必要な取り組みについて推察する。

続いて以下では分析や執筆にあたってとった方針を述べる。論文作成の上で必要な各種調査は、各国の外務省がホームページ上に公開している二国間・多国間の会談や協定の要旨、国際会議の要旨及び議事録、また学術論文や書籍の文献調査によって行った。

分析にはコンストラクティビズムのアプローチをとり、「FOIP」の提唱をうけてイギリス国内での自国がインド太平洋地域において果たすべき役割についての認識がいかに変容したのかを軸に分析を行う。

この論文の論証の流れは以下の通りである。第1章では戦後日本外交の流れを改めて確

⁴³ 秋元、前掲書、2021、p.41

⁴⁴ 秋元、前掲書、2021、p.19

認し「FOIP」の重要性を述べる。第2章では、日本のFOIPの提唱、中国と東南アジア諸国からの反発とそれを受けた日本の「FOIP」の修正、周辺国の受容までの流れを確認する。第3章では、「FOIP」が直接対象とはしていない欧州諸国に対して「FOIP」がいかに提唱され受容されていったのかについて、各国の外交文書をから確認する。そして第4章では、イギリス国内でのインド太平洋に関する議論と日本外交の影響を、英国議会が出した報告書やそれに対する政府からの返答の分析を通して明らかにする。これによってイギリスが「FOIP」に貢献する背景を解明し、最後に終章でこの論文の結論と限界、今後の展望を述べる。

第1章 これまでの日本の外交活動・外交方針

この章では、「FOIP」を他の日本の外交政策と比較し「FOIP」の外交政策上の特徴がどこにあるのかを確認するために、「FOIP」が提唱される前までの日本の外交政策を整理しその特徴を述べる。

第1節：戦後復興期の日本の外交活動と外交方針

日本は1951年9月8日にサンフランシスコ平和条約¹に署名し、主権を回復した。この条約では賠償問題に関して、被占領国に対する戦争被害の補償について交渉の余地を残したものであった²ため1950年代の日本の他国との外交活動の内容は周辺諸国との賠償問題の解決、および平和条約締結交渉が主であった。なお交渉は、中国共産党政権とは「政経分離」の原則のため政府レベルでの交渉が制限され、また韓国との日韓会談も歴史認識の違いによる激しい対立や韓国内のクーデタ等で度々中断した。近隣国の中国や韓国との外交交渉がなかなか進まない一方で東南アジア及び南アジアの諸国とは1950年代末までに徐々に交渉が妥結し、日本にとっての東南アジア地域の重要性が相対的に高まった。東南アジア・南アジアでの賠償事業は日本経済が疲弊していた³ため、主に日本政府が日本企業に委託して役務を提供する形で行われ、この賠償事業としての日本企業によるインフラ整備が東南アジア進出の足掛かりになったとの指摘がある⁴。

この時期の外交への政治的な対応はどのようなものだったか。東南アジア各国との経済援助や賠償交渉が進むなかで岸信介は1957年に東南アジアを歴訪し、「東南アジア開発基金」構想の可能性を探った。これはイギリス連邦諸国による連邦内の低開発国・地域への資金協力や技術援助を行う枠組みであるコロombo・プランの参加国に対して、低利で資金を供

¹ これ以降、サンフランシスコ平和条約の条文については以下の文献を参照した。

岩沢雄司『国際条約集 2019年版』、有斐閣、2019

² サンフランシスコ平和条約 第14条1項

「日本国は、現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。」

³ サンフランシスコ平和条約 第14条(a)

「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとするれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。」

⁴ 添谷芳秀『入門講義 戦後日本外交史』、慶應義塾大学出版会、2019、p.55

与するプランであったが、各国の反応は消極的であった⁵。また、1955年4月に開催された「アジア・アフリカ会議(バンドン会議)」にも招聘されたが、これは中国の参加を受けたものであり、会議での日本の立ち位置は中心的ではなかった⁶。以上より、この時期の日本の外交的影響力は、周辺諸国との軋轢が残っていたことやその経済力が限定的だったことから強くはなく、賠償問題の解決に重きが置かれていたといえる。

次いで、この時期の国際連合を始めとする国際組織への参加の流れを見ていく。日本は1952年には国際通貨基金(IMF)に、1955年には関税及び貿易に関する一般協定(GATT)に正式加盟した。次いで池田勇人内閣の時に日本は高度経済成長を背景にOECDへの加盟を志向した。池田は「国民所得倍増計画」を提示して日本の高度経済成長を後押ししたことで知られる。池田はOECD加盟のための西欧諸国との外交交渉の場でアメリカ、ヨーロッパとの「三本柱」論を提唱し、共産主義陣営に対抗するために自由主義陣営の結束を高める必要性を訴えた。結果として日本のOECD加盟は1964年に実現し、GATT35条の対日採用の撤廃と合わせて日本の西欧諸国との経済的な関係の深化につながった。池田の主張が西欧諸国からどれほど受容されたかについては諸説ある⁷が、その主張が日本のOECD加盟を支えたことは確かであり、池田の「三本柱」論は日本が提唱した外交コンセプトが他国を動かした最初の機会と言える。

この後、経済力の再建がひと段落した後の日本外交の進展はどのようなものだったか。池田の後を1964年11月に継いだ佐藤栄作は自主外交を志向し、首相就任前の同年1月から、7月の自民党総裁選に向けて「Sオペレーション」と呼ばれる政策構想の検討を行っていた。当初の案では対中国政策の根本的再検討や沖縄と北方領土の返還といった提案が含まれていたが、結局総裁選ではこれらの提言は打ち出されなかった^{8,9}。ソ連との関係性は冷戦構造の影響で、日中関係は佐藤が台湾国府を重視したこと¹⁰や中国国内で文化大革命が

⁵ 同上、p.56

⁶ 同上、p.58

⁷ 例えば、添谷芳秀は「当時のヨーロッパ諸国は、日本の国際政治的な役割には依然として冷ややかな目を向けていた」としている(添谷芳秀『入門講義 戦後日本外交史』、慶應義塾大学出版会、2019、p.94)。一方、吉次公介は「西欧で『三本柱』論が歓迎されたことも大きな成果だった」としている(吉次公介「池田勇人——「自由主義陣営の有力な一員」を目指して——」、増田弘(編)『戦後日本首相の外交思想——吉田茂から小泉純一郎まで——』、ミネルヴァ書房、2016、p.164)。

⁸ 添谷、前掲書、2019、p.95-96

⁹ 中島琢磨「佐藤栄作——ナショナル・プライドと外交選択——」、増田弘(編)『戦後日本首相の外交思想——吉田茂から小泉純一郎まで——』、ミネルヴァ書房、2016、p.182

¹⁰ 同上、p.195

発生したこと¹¹で容易には動かせなかった。冷戦の分断構造に外交選択を阻まれた佐藤は沖縄の返還と核兵器の配備をめぐる対米交渉に注力し成果を上げることとなった。

またこの頃、1964年8月のトンキン湾事件以降ベトナム戦争が激化した。軍事的な役割を果たせず、国内に強い反戦の機運があった日本に対しては南ベトナム及び周辺地域への経済的支援が期待された。日本政府はアジア開発銀行の設立に関与したほか、東南アジア開発閣僚会議を構想・開催する¹²など、東南アジア地域に対して経済的に貢献する姿勢を見せている。

日本は主権回復後、経済力を失っていた自国経済の再建と、賠償問題の交渉・解決に尽力した。経済力を一定程度回復した1960年代以降には西欧諸国に対する経済的な連帯や東南アジアに対する経済的な貢献を提唱する動きがあったが、日本外交全体としてはこの時期は国際社会への復帰を果たすことに注力しており、主体的な外交活動を展開するには能わなかった。

第2節：福田ドクトリンと大平外交

前述のように日本政府は特に東南アジア地域を中心にそのイニシアティブを発揮しようとしていた。しかし1974年に当時首相だった田中角栄が東南アジア地域を歴訪した際には、タイやインドネシアで「経済侵略」とも言われた日本企業の進出に反対する激しい反日デモに遭遇し、日本政府はこれに少なからぬ衝撃を受け、東南アジア政策の再検討に取り組んだ。このような状況下で、1976年に首相の座に就いたのが福田赳夫だった。福田は信条として国際社会における「連帯」を重視し、一国の国益を離れたグローバルな視野での日本の国際貢献を模索していた¹³。また福田は自身の政権の外交における使命として自身の政権の外交面における使命について、日本外交の枠組みをいかに拡大するかを第一の課題と認識していた¹⁴。

そのような外交のグローバル化と世界への貢献の二点を意識していた福田が1977年8月の東南アジア歴訪の際に提唱したのが「福田ドクトリン」である。これは日本政府の包括的な東南アジア政策を示したものであり、①日本の軍事大国化の否定、②心と心の触れ合う相互信頼関係の確立、③ASEAN各国間の連帯と強靱性強化への積極的協力並びに、インドシナ諸国との間の相互理解の醸成と東南アジア全域の平和と繁栄の構築への寄与、の三項目からなる。特に三つ目の項目は外務省アジア局が反日デモ後の再検討の結果打ち出した

¹¹ 添谷、前掲書、2019、p.96

¹² しかしこの会議は1974年を最後に閉幕した。(添谷、前掲書、2019、p.122)

¹³ 井上正也「福田赳夫——『連帯』の外交——」、増田弘(編)『戦後日本首相の外交思想——吉田茂から小泉純一郎まで——』、ミネルヴァ書房、2016、p.258

¹⁴ 同上、p.257

ASEAN 重視政策を踏まえたものであり¹⁵、以後冷戦後にかけての日本政府の東南アジア外交の指針となった¹⁶。日本政府は政府開発援助（ODA）の強化や ASEAN への円借款を通して日本の外交的地平を東南アジア方面へ拡大したほか、ASEAN 文化基金計画への出資の計画も行いその外交手段を経済以外へと広げた。

しかしながら佐藤の対中政策と同様に冷戦構造に翻弄されることとなった。米中の接近や、ソ連を牽制したい中国の思惑を背景に日中間の平和条約交渉が進展¹⁷、1978 年に両国は日中平和友好条約を締結した。一方で中国との関係が緊張化したベトナムはソ連との協力を深め 1978 年 12 月にはカンボジアに侵攻したほか、中国は翌年 2 月に“懲罰”と称してベトナムに侵攻した。「福田ドクトリン」の 3 つ目の項目である「東南アジア全域の平和と繁栄の構築への寄与」の完全な実現には至らなかった。このような情勢の中、ソ連も 1979 年 12 月にアフガニスタンに侵攻してデタントが終了、世界は新冷戦と呼ばれる時代に入った。

最近の日本外交との類似性が指摘される外交コンセプトとして大平正芳による外交が挙げられる。大平は 1962 年から池田内閣で一度外相を務めた後、一度政権から離れ、ここで自身の外交論を形成していった¹⁸。大平は 1972 年の 7 月に「平和国家の行動原則」¹⁹を公にした。ここで大平は日本は「平和希求国家」としての役割と責任を果たし、世界から信頼と評価を受けるよう努めねばならないと主張²⁰し、「パワー・ポリティクス論をこえた新しいビジョンとシステムを組み立て、この共通の敵を克服することができるかできないか」²¹と問い、課題として日中国交回復と並べて経済に偏しない経済援助及び国際機構における日本の役割を探ることを課題として挙げている²²。その後大平は田中内閣のもとで日中国交正常化交渉に取り組んでいる。

1978 年、大平は自民党総裁選に際して総合安全保障戦略を提起し、経済協力、文化外交等の外交努力を強化して総合的に日本の安全をはかろうとする総合安全保障体制を、日米安保や防衛力を補完するものとして提唱した²³。そして首相の座に就くと「総合安全保障研

¹⁵ 同上、p.260

¹⁶ 添谷、前掲書、2019、p.157

¹⁷ 森聡、福田円『入門講義 戦後国際政治史』、慶應義塾大学出版会、2022、p.105

¹⁸ 福永文夫「大平正芳——『平和国家』日本の創造——」、増田弘（編）『戦後日本首相の外交思想——吉田茂から小泉純一郎まで——』、ミネルヴァ書房、2016、p.275

¹⁹ 大平正芳「平和国家の行動原則」『大平正芳全著作集 4』、2011、p.365-377

²⁰ 福永、前掲書、2016、p.278-9

²¹ 大平、前掲書、2011、p.368、1.4

²² 福永、前掲書、2016、p.278-9

²³ 添谷、前掲書、2019、p.164

究グループ」や「環太平洋連帯グループ」を含む9つの政策研究グループを組織した²⁴。前者の「総合安全保障研究グループ」は日本が置かれた外交・安全保障環境について、これまでアメリカがほぼ単独で維持してきたシステムの維持・運営に貢献しなくてはならなくなると指摘し、経済安全保障も含めた総合的な安全保障を提言した²⁵。後者の「環太平洋連帯グループ」は大平がかねてから進めてきた日豪協力を背景にしていた。1980年に大平はオセアニアを歴訪し、環太平洋諸国との多角的な協力関係の推進への意志を示した。このオセアニア歴訪のなかでの日豪合意に基づいて、1980年9月にはキャンベラのオーストラリア国立大学にて1回目の「環太平洋セミナー」が開催され、このセミナーは民間の有識者が討議を行う太平洋経済協力会議（PECC）、やがてアジア太平洋経済協力会議（APEC）へと繋がっていった。

以上のように、大平は日本を国際システムの一部として位置づけて世界の安全保障への貢献と外交活動の種類拡大に励んだほか、環太平洋地域の協力強化を打ち出し、現在まで続くAPECの下地を作った。大平外交は、アメリカが主導する国際秩序の維持への貢献を目指した点、またそれまで東南アジアや近隣諸国との間が中心だった日本外交の範囲を地理的に拡大し、現在まで残る外交枠組みの基礎を作った点で特筆すべきであり、これら二点の特徴は「FOIP」にも当てはまるものである。

ここまで、主権回復後から冷戦終結までの日本外交を、特にある地域内の複数の国家に対する外交活動や首相が打ち出した外交構想に着目して確認してきた。これらから、日本外交の特徴として1つ目に、東南アジア地域を意識した取り組みが多かったと言える。核兵器や国連安保理の議席を有する東側国家である中ソが日本に近接しており、東西対立の前線が韓国・台湾を挟んで日本に1つ隣にあった。そのため日本がイニシアティブを發揮するような、ある程度の一体性を有する地域は東南アジア地域に限られ、その他の地域では基本的に1対1の外交活動・交渉が中心となった。そして2つ目に、経済力に偏重した外交であったといえる。日本はODAへの協力のように世界有数の経済力を活かした外交を展開することが多かった。日本の外交課題として経済以外の分野へと外交的な取組を強化する必要性が大平内閣以降認識されていたが、成果を残したAPECは経済的な要素を含む枠組みであった。この経済力偏重の外交の背景には安全保障面での貢献が国民の反戦感情や専守防衛を旨とする憲法の歯止めから制限されていたことも一因にあげられる。

第3節：日米安保再定義

1980年代前半頃から、日本の対米輸出が拡大していた。日本側は対米輸出の自主規制措置で対応していたが輸出はなおも拡大した。アメリカのロナルド・レーガン政権が日本の市場開放を求め、1988年には不公正な貿易慣行に対して報復措置を義務づけるスーパー301

²⁴ 同上、p.164-5

²⁵ 同上、p.165

条を含む包括通商・競争力強化法が成立、日本に譲歩を迫るようになった²⁶。そのようななか1987年にはソ連の潜水艦の性能向上に使用されうる機械が輸出された東芝機械のココム違反事件が発生した。安全保障の問題が絡んだこともあって日米間の対立はいつそう激しくなり、アメリカでは「日本異質論」が蔓延した²⁷。冷戦終結後、日米間の経済的な摩擦を背景にした日本脅威論が深刻化するなか、日米は1993年に日米包括経済協議を行い、難航の末何とか合意に達した。

そのころ、ソ連が崩壊したことで日本が位置する東アジア地域の安全保障環境にはゆらぎが生じていた。アメリカのジョージ・H・W・ブッシュ政権は海外に展開していた兵力削減を表明し、ピナツボ火山の噴火で駐留していた基地が被害を受けたこと、及びフィリピン上院が米比友好協力防衛条約の批准を拒否したことを受けてフィリピンから米軍を撤退させた。一方朝鮮半島では後述するように1993年～94年にかけて、北朝鮮の核開発を背景に緊張が高まった。

このようななかで、防衛計画の大綱の改訂を視野にいたした細川護熙首相の諮問機関として1994年2月に防衛問題懇談会が発足、日本の安全保障政策の再検討が行われ、報告書は同年8月に当時の村山富市首相に提出された。レポートは、日本の「能動的・建設的な安全保障政策」として、「多角的な安全保障協力の促進」、「日米安全保障関係の機能充実」、「信頼性の高い効率的な防衛力の保持」、の三点を唱えた²⁸。この樋口レポートに対し、アメリカが反応した。ワシントンの安全保障の専門家らが、樋口レポートが「日米安全保障体制」よりも先に「多角的な安全保障協力の促進」に言及している点を引き合いに出し、日本側が日米同盟を軽視する傾向が浮かび上がっており、これは米国の「日本叩き」と「日本軽視」がもたらした結果だ、という論理を打ち出した²⁹のである。なおこの主張については、もともとこの専門家らの間で日本との貿易摩擦の問題ばかりに偏重する米政府に政策転換を迫ろうとする動きがあり、樋口レポートはその主張の根拠として用いられたにすぎないとの指摘もある³⁰が、樋口レポートの発表後にアメリカの中から日米同盟を立て直そうとする動きが出たのは確かである。

日米間での検討作業（ナイ・イニシアティブ）の後、1995年2月には『ナイ・レポート』や『第三次東アジア戦略報告』の名でも知られる「東アジア太平洋地域の安全保障戦略」が国防総省から発表された。これを受けて、同年11月には新たな「防衛計画の大綱」が閣議決定され、翌年4月に「日米安全保障共同宣言」に日米両首脳が署名した。そしてこの宣言のなかで「日米防衛協力のための指針」、いわゆるガイドラインの見直しが挙げられ、翌97

²⁶ 同上、p.174

²⁷ 同上、p.174

²⁸ 添谷、前掲書、2019、p.202

²⁹ 船橋洋一『同盟漂流』、岩波書店、1997、p.265

³⁰ 同上、p.265

年9月に新ガイドラインが発出された。

これら一連の日米安保再定義の取り組みのなかでは以下の3点が強調されていた³¹。第一に、日米同盟を強化して米軍のプレゼンスとグローバルな戦略環境の現状を維持することであった。冷戦終了後、朝鮮半島では1991年頃に北朝鮮による核開発疑惑が浮上、93年に北朝鮮がIAEAの特別査察を拒否してNPTから脱退したことを受け、アメリカの経済制裁を検討、北朝鮮は制裁は宣戦布告を意味すると反発し、94年にかけて緊張が高まった³²。1995年には第三次台湾海峡危機も発生しており、このような不安定な東アジア情勢を安定化させることが第一の目的であった。第二に、樋口レポートが第一に取り上げた多国間主義について、協力の推進を打ち出しアメリカもこれを重視する姿勢を見せつつもあくまで補完的なものと位置づけた。そして第三に、アジア太平洋地域全体の安定や、グローバルな「コモン・アジェンダ」での日米協力の重要性が強調された。環境問題や核不拡散、テロへの対処から人道問題まで多岐にわたる領域が同盟の協力対象として挙げられた。なおこの背景には、前述の北朝鮮有事の際に、極東有事の際の日本の対米支援のあり方が全く検討されてこなかったことへの懸念が高まった³³こともあると考えられる。

以上のように日米同盟はそれまでのソ連を始めとした共産圏の軍事的脅威への対処を主眼としたものから、日米両国で、日本周辺を超えた東アジア地域全体で、それまでの純軍事的な安全保障を超えた問題に対処する、地域の安定化のための枠組みとなった。これが日米同盟再定義の帰結としての日米同盟の「グローバル化」である³⁴。樋口レポートであげられた多国間主義はアメリカの意向もあり日米同盟重視の方針に修正され、この点で日本の独自外交が日の目を見ることは無かった。また日米同盟の地理的制約が弱められたことは後述する自衛隊の戦災復興支援活動を通じた国際社会への貢献の拡大とも関連していると考えられる。

第4節：ポスト冷戦期の日本外交

この節では、ポスト冷戦期の日本外交を、対東南アジア外交、日米協力・国際貢献の拡大、小泉政権後の動きの3点から整理する。

はじめにASEAN諸国を主眼に置いた日本の対東アジア・東南アジア外交の展開を確認する。冷戦終了後、東アジアでの多国間の安全保障対話の提案がなされ、1994年には軍事的透明性の確保のための安全保障に関する対話の強化を目的としたASEAN地域フォーラム（ARF）が設置された。日本もその検討が始まった1991年にASEAN拡大外相会議の場

³¹ 玉置敦彦「アメリカと冷戦後の東アジア秩序——1990年代の状況対応的政策とその帰結——」、佐橋亮（編）『冷戦後の東アジア秩序』、勁草書房、2020、p.37

³² 添谷、前掲書、2019、p.200-1

³³ 同上、p.203

³⁴ 玉置、前掲書、2020、p.38

で中山太郎外相が演説で「中山提案」を示して賛意を示している³⁵。ARF は現在までに加盟国を増やしてきており、信頼醸成を始めとした面で一定の意味はあるといえる。しかしながら、日本が ARF を通して目指していた中国の軍事的・経済的な台頭への対応は実現できなかった³⁶。中国は多国間外交よりも二国間外交を重視して ARF を懐疑視しており、1995 年から翌年にかけて台湾海峡周辺でミサイル演習を行った（第三次台湾海峡危機）ほか、包括的核実験禁止条約の交渉妥結前に地下核実験を行うなど、国際規範からの逸脱も見受けられた。加えて協議の進展も早くはなかった。これらを受けて日本では地域枠組みが地域秩序形成で果たしうる役割の限界が認識され、地域枠組みを推進しつつも期待しすぎず、補完的に活用するようになった³⁷。

1997 年 7 月、タイのバーツが急落したことを引き金にアジア通貨危機が発生した。日本はアジアの経済・金融管理のためのアジア通貨基金（AMF）構想を打ち出したが、米中両国の反対に合って頓挫した。またここでは ASEAN や APEC のような地域枠組みには危機に対処する能力がないという地域秩序の限界もあらわになった³⁸。これもまた、上記の日本政府が地域枠組みを補完的なものとした姿勢を説明する。

冷戦終了後の日本政府の外交の姿勢を説明するもう一つの観点が「人間の安全保障」である。小渕恵三首相の提唱で国連に「人間の安全保障基金」を設置し、東南アジア地域を中心とした支援を行った。この支援及び日本政府の「人間の安全保障」は社会経済的な困窮に直面している人を救済する「欠乏からの自由」を中心に据えており、紛争や政治的抑圧から人々を救う「恐怖からの自由」には言及していなかった。日本は支援を受ける国家の主権を侵害することを避け、人材育成を通じた長期的な民主化や人権意識の浸透を企図した価値外交を展開した³⁹。ここに、現実的で漸進的な方法で価値外交を推進する、FOIP にも通じる日本流の価値観外交の展開がみてとれると言える。ただこの「人間の安全保障」では外交展開の手段はこれまで通り金銭的支援のままであった。

ついで日本の日米協力・国際貢献の拡大の経緯を明らかにする。日本の軍事的な国際貢献の拡大の契機として挙げられるのが、いわゆる湾岸戦争のトラウマである。1990 年 8 月、サダム・フセイン率いるイラクはクウェートに侵攻、併合を宣言した。この国際法の侵害に対して多国籍軍が編成、投入されクウェートの現状が回復されたが、この数か月の間日本は国会内での議論に終始して自衛隊による軍事的な貢献もその他の組織による人的な貢献も

³⁵ 添谷、前掲書、2019、p.224

³⁶ 古賀慶「日本の東アジア地域秩序構想——冷戦後における継続と変化——」、佐橋亮（編）『冷戦後の東アジア秩序』、勁草書房、2020、p.124

³⁷ 同上、p.124

³⁸ 古賀、前掲書、2020、p.126

³⁹ 同上、p.129

せず、結果的に総額 130 億ドルの経費分担という形での貢献となった⁴⁰。アメリカから「小切手外交」と揶揄され、クウェート政府がアメリカ主要紙に掲載した感謝広告には日本の名前が掲載されなかったことから、やはり人的な貢献が必要として政府内で検討が行われた。

1992 年、カンボジア紛争の和平成立を受けた国連の平和維持活動 (PKO) に自衛隊を参加させるべく、海部内閣は PKO 五原則を策定した上で「国際平和協力法案」を閣議決定、国会審議を経て宮沢内閣発足後に成立し、国連 PKO や国際救援活動、国際的な選挙監視への自衛隊の人的貢献に踏み出した⁴¹。自衛隊の部隊は国連カンボジア暫定統治機構に派遣され、プノンペン南部タケオ州において無事に任務を完遂し、その後も国連 PKO への参加を継続していった。

2000 年代にはいると米軍への協力も進んだ。2001 年 9 月 11 日のアメリカ同時多発テロ以降、日本はアメリカへの支援を迅速に打ち出した。小泉純一郎首相はアメリカのイラク攻撃の前日に米軍の行動への支持を表明し、戦闘終結後にはイラクの復興や人道支援に貢献するための新法、いわゆる「イラク特措法」を成立させ、陸自の部隊をサマーワに派遣して治安維持の任務にあたらせた⁴²。このイラク支援の基本計画を発表する際、小泉首相は日米同盟と国際協調の両立の必要性を訴えた⁴³。イラク派遣の際、武装勢力が依然として活発に活動する地域への自衛隊派遣について憲法違反を指摘する声もあったなかで、半ば強引な答弁もしながら派遣を決定した⁴⁴。国連安保理の承認を待たずに行われたイラク攻撃を早期から支持したこと、その後人道復興支援を盛り込んだ国連安保理決議に基づいて自衛隊が多国籍軍に参加したことは、自衛隊の国際活動の幅を大きく広げるもので戦後日本の安全保障にとって画期的なことであった⁴⁵。自衛隊の国際活動の範囲は後に安倍政権下での平和安全法制でさらにその種類及び協力の幅が強化されることとなる。

小泉政権の後は、2012 年末の衆議院議員総選挙に自民党が勝利し第二次安倍政権が成立するまでの間、首相が 1 年程度の短期間のうちに次々と交代するようになった。安定した外交方針や外交活動を展開するにあたって必要な内政の安定が失われたことから、日本の外交の方針は定まらなくなった。

2009 年 9 月から約 9 か月間にわたって首相を務めた鳩山由紀夫は、「東アジア共同体構想」を提唱した。既存の地域協力枠組みを最大限活用して人的交流や国際協力の促進を目標

⁴⁰ 添谷、前掲書、2019、p.195-6

⁴¹ 同上、p.197

⁴² 同上、p.233

⁴³ 同上、p.233

⁴⁴ 佐道明広「小泉純一郎——劇場型政治家の『決断』と『思想』——」、増田弘（編）『戦後日本首相の外交思想——吉田茂から小泉純一郎まで——』、ミネルヴァ書房、2016、p.422

⁴⁵ 佐道、前掲書、2016、p.422

としていたが、対米関係の位置づけが不明確であった⁴⁶。鳩山は、日米同盟を重要としつつもアジアをもっと重視する政策を作り上げたいと発言したり⁴⁷、普天間基地の辺野古への移設のゼロベースでの見直しを主張し後に撤回したり⁴⁸と、日米の同盟関係を弱めようとしていると解釈される⁴⁹ような政策を打ち出した。結果としてその構想自体への疑念が高まり、構想は鳩山首相の退陣とともに消滅した⁵⁰。しかし一方で、鳩山政権下ではインドやオーストラリアとの関係強化の萌芽が見られている。インドとは2009年12月に日印安全保障協力の推進のための具体的な行動計画を結んでおり、またオーストラリアとは2010年5月にACSAを締結した⁵¹。

後に「FOIP」を提唱する安倍晋三は、2006年に小泉の後継として初めての首相の座に就くと外交構想「自由と繁栄の弧」⁵²を提唱した。この構想は民主主義や法の支配、人権、市場経済といった「普遍的価値」を北欧から北東アジアまでの地域諸国と共有することで日本外交の地理的拡大を目指した構想であった。これまでにみられたように、価値観の押し付けや体制変更は目指さずに各国にあった価値の共有の実現を念頭に置いており日本の特色を最大限生かす試みがみられるほか、特色として欧米諸国を中心に価値観を共有する国家とこの構想を推進する姿勢を示しており、オーストラリアやインドといった民主主義国家の協力を軸に地域秩序を形成しようとしていたことがうかがえる⁵³。しかしこの構想は民主党への政権交代以降引き継がれなかった。

ここまでこの章でみてきた戦後日本の外交活動を総括する。

⁴⁶ 古賀、前掲書、2020、p.132

⁴⁷ 加藤洋一「2 日本とアメリカ」、森本敏（編）『漂流する日米同盟 民主党政権下における日米関係』、海竜社、2010、p.136

⁴⁸ 日本経済新聞「首相、『県外移設』を撤回 交渉に成算なく」、2010/5/4

URL：https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS04016_U0A500C1PE8001/

最終参照日：2023/01/23

⁴⁹ 加藤は、2010年1月に拓殖大学で行われた日米同盟についてのシンポジウムで、鳩山政権が普天間基地移設問題や日米地位協定の改定、在日米軍の駐留経費負担の削減の模索といった政策方針をうけて、米側に鳩山政権が同盟関係を弱体化しようとしているのではないかとの見方がでている、と主張している。（加藤洋一「2 日本とアメリカ」、森本敏『漂流する日米同盟 民主党政権下における日米関係』、海竜社、2010、p.139）

⁵⁰ 古賀、前掲書、2020、p.132

⁵¹ 添谷、前掲書、2019、p.254

⁵² 外務省『平成19年版 外交青書』、2007、p.2-3

⁵³ 古賀、前掲書、2020、p.131

戦後、経済力を回復した日本は比較的地域内諸国の同質性が高かった東南アジアを中心に主体的な外交を展開した。この章の第 1 節でみた通り日本は冷戦中には経済的な国際システムの維持や周辺諸国との友好・協力関係の拡大を強く意識していた。

冷戦終了後の日本外交は、日本が重きを置く民主主義や自由な経済といった価値観を推進する価値観外交の姿勢が強まった点が最も大きな特徴であった。冷戦終了後には地域の安全保障環境の安定化を志向する政策が増えており、このような日本の価値観外交は、冷戦終結後の日米同盟の再定義とグローバル化のなかで普遍的価値が強調されることで始まったとの指摘⁵⁴がある。アメリカの地域での影響力の相対的な低下を背景にした外交的役割の拡大は「FOIP」とも共通するものである。

価値観外交の強化に次ぐ第二の特徴は、安全保障が果たす比重の増大である。戦後、長く自衛隊の国外での活動に対しては国民の抵抗感が強く、外交政策の多くは経済的な協力や連携を柱とするものが多かった。しかし「湾岸戦争のトラウマ」をきっかけに、国連 PKO、イラク戦争での活動、平和安全法制の結果可能となった他国との連携、と徐々にその範囲を拡大していった。これが、海洋での強硬な主張を強めた中国に対抗する背景を持った「FOIP」の下地となったことは明らかといえる。

⁵⁴ 添谷、前掲書、2019、p.245

第2章 「FOIP」の提唱、修正、受容

この章では、外交構想である「FOIP」が日本国内でどのように形成され、修正され、東アジアや東南アジアの主要国に受容されていったのかを述べる。

第1節：日本国内での「FOIP」の形成

この節では、「FOIP」が提唱された際に日本及び周辺諸国が置かれていた地域情勢や、「FOIP」が視野に入れていた中国の海洋進出について、中国の外交活動とそれに対する諸外国の対応を中心に確認し整理する。

1990年代後半から、「社会主義市場経済」を掲げる異質な国が軍事力を拡大させ、周辺諸国との摩擦を増大させていることへの不安から、中国脅威論が唱えられるようになった¹。中国は前章で述べたような台湾海峡危機を複数回引き起こしていたほか、後述するような南シナ海での複数回の軍事的衝突の結果その支配域を拡大していた。中国はその内訳が不透明なまま防衛省も防衛白書で毎年主張するように国防費の増加を継続させ^{2,3}、また2010年代以降、公船や軍艦を多数建造するとともに以下で述べるように海洋での主張を強め、中国脅威論が広まった。

1970年代以降、中国は南シナ海の領有権を主張し、強硬な姿勢に出るようになった。1974年1月には南ベトナム海軍との海上での軍事衝突の末に西沙諸島を、1988年3月にはベトナム海軍との衝突の末に南沙諸島を支配下においた。また1992年にはフィリピンが領有権を主張するミスターフ礁に建造物を構築し、実効支配を確立した⁴。ASEAN諸国は中国の海洋進出への協調した対応を模索し1990年から「南シナ海ワークショップ」を開催、2002年11月にはASEANと中国とで、法的拘束力は持たないながらも紛争予防上の原則を示した「南シナ海に関する行動宣言」に署名した⁵。

しかし中国は2010年代に入ると再びこの海域での主張を強め始めた。2009年頃から中国は漁業監視船等の公船を南シナ海に配備してベトナムやフィリピンの漁船を拿捕、その船員を勾留し、これらの諸国との緊張が高まった⁶。2014年には中国が2013年からジョン

¹ 森聡、福田円『入門講義 戦後国際政治史』、慶應義塾大学出版会、2022、p.205

² 同上、p.205

³ 防衛省『令和4年版 防衛白書』、2022、別冊 p.1

⁴ 森聡、福田円、前掲書、2022、p.203

⁵ 同上、p.203-4

⁶ 朝日新聞「南シナ海緊張 ベトナム漁船拿捕、中国の船員拘束続く」、2010/10/9

URL：<http://www.asahi.com/special/senkaku/TKY201010080536.html>

最終参照日：2023/01/23

ソン南礁を埋め立てていることがフィリピン外務省によって明らかにされた⁷。中国はその後南シナ海各地の島嶼の埋め立て及び軍事基地化を進行させ、既に戦闘機部隊を編成できるような滑走路や格納庫の建設を進めている⁸。フィリピンは2013年1月に国連海洋法条約に基づいた仲裁を国際仲裁裁判所に申し立て、2016年7月には中国が南シナ海で主張する「九段線」の国際法上の根拠を否定する判断を下したが、中国はこれを無視し、逆に軍事的なプレゼンスを高めた⁹。また中国はこの地域でアメリカとも緊張を高めた。2013年以降アメリカ軍と中国軍の艦船・航空機が異常接近する出来事が複数回発生し^{10, 11}、アメリカは2014年以降南シナ海において航行の自由作戦を実施している¹²。

中国の海洋進出を日本国民に強く印象付けたのが、2010年9月7日に尖閣諸島沖で発生した中国漁船と海上保安庁巡視船との衝突事件だった。中国政府は巡視船に体当たりした巡視船船長の逮捕への対抗措置として、日本へのレアアースの輸出を停止する事実上の経済制裁措置を実施した¹³。なおこの経済的な対抗措置は一带一路構想で指摘されている、いわゆる「債務の罠」との関連性が指摘できる。2012年に入ると東京都の石原慎太郎東京都知事が尖閣諸島を買い取る意向を示したことをきっかけに日本政府が尖閣諸島を地権者から買い取り国有化する意向を示した。地権者からの買い取りが成立すると中国各地の都市

⁷ Department of foreign affairs, CHINA'S RECLAMATION ON MABINI REEF, 2014,
URL : <https://dfa.gov.ph/dfa-news/dfa-releasesupdate/2871-china-s-reclamation-on-mabini-reef>

最終参照日：2023/01/23

⁸ 産経ニュース「南シナ海に戦闘機格納庫 中国の人工島、米報告書」、2017/6/7
URL : <https://www.sankei.com/photo/story/news/170607/sty1706070009-n1.html>

最終参照日：2023/01/23

⁹ 森聡、福田円、前掲書、2022、p.266-7

¹⁰ ロイター通信「米中軍艦が南シナ海で異常接近、米側の回避で衝突免れる」、
2013/12/16

URL : <https://jp.reuters.com/article/l3n0ju0df-us-chinese-warships-idJPTYE9BE01C20131215>

最終参照日：2023/01/23

¹¹ 日本経済新聞「中国軍戦闘機、米軍偵察機に異常接近 東シナ海上空」、2016/6/8
URL : https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM08H3K_Y6A600C100000/

最終参照日：2023/01/23

¹² 望月寛子『「航行の自由」作戦に関する年次報告書（2015年版）』、航空研究センター、p.121-5

URL : <https://www.mod.go.jp/asdf/meguro/center/img/121ap2.pdf>

最終参照日：2023/01/23

¹³ 添谷芳秀『入門講義 戦後日本外交史』、慶應義塾大学出版会、2019、p.256

で反日デモが発生し、日系企業やその商店がデモ隊に襲撃され被害を受けた¹⁴。

2013年、防衛省は海上自衛隊の艦船が中国海軍艦から火器管制レーダーの照射を受けたと発表した¹⁵ほか、同年11月に中国は東シナ海に尖閣諸島上空を含む形で防空識別圏(ADIZ)を設定するなど、日中間で軍事的な緊張が高まった。

以上のように、中国は1970年以降東南アジア地域において複数回にわたって軍事力を行使してきた。2010年代以降は南シナ海・東シナ海で自国の主権を強硬に主張し、日本やアメリカ、東南アジア諸国の警戒を招いていた。

第2節：日本国内での外交政策の検討と「FOIP」の提唱

この節では、安倍政権が「FOIP」を提唱するまでに当初どのような外交政策を構想したか展開したのかを検証する。

民主党に衆院選で勝利して成立した第二次安倍政権は当初、憲法の改正を目指した。しかし国民の理解を得られなかったため、集団的自衛権の行使を可能とするような憲法解釈の変更を目指し、2014年7月1日に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」¹⁶を閣議決定した¹⁷。この中では憲法の前文や憲法13条から、国民の生存権をはじめとした基本的な権利を守るためのやむを得ない必要最小限度の「武力の行使」は許容されるとし、続けて、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の…〔中略〕…権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、…〔中略〕…必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容される」¹⁸と判断した。

この解釈変更の際の、集団的自衛権の行使に否定的だった内閣法制局長官をより行使に積極的な官僚にすぎ替えるという安倍首相の手法は国民からの反対も巻き起こしたが、関係する11法案をまとめて改正する「平和安全法制」関連二法は2015年7月に衆議院本会

¹⁴ 森聡、福田円、前掲書、2022、p.276

¹⁵ 日本経済新聞「中国海軍、海自艦に射撃レーダー照射 威嚇目的か」、2013/2/5
URL：https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS0503X_V00C13A2MM8000/
最終参照日：2023/01/23

¹⁶ 内閣官房「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」、2014
URL：<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>
最終参照日：2023/01/23

¹⁷ 添谷芳秀、前掲書、2019、p.269

¹⁸ 内閣官房、前掲文書、2014、p.7

議で可決され、9月に参議院本会議で成立した¹⁹。この背景には中国の軍事的対等や、日本の軍事的な支援に対するアメリカからの期待があったとの指摘がある²⁰。

一連の憲法解釈の変更と法改正の結果可能となった取り組みとして、武器等防護がある。近年の自衛隊は弾道ミサイルの警戒監視や訓練の際に米軍に対して概ね月2回ほどの頻度で米軍の艦艇や航空機の警護を実施しているほか、2021年にはアメリカ以外の他国としては初めてオーストラリアに対しても実施している^{21, 22}。このことから、平和安全法制は日本の安全保障分野での他国への貢献を実際に可能にしているといえる。

続いてここでは、「FOIP」提唱に至るまでの安倍の外交思想を確認する。安倍の外交構想が最初に現れたものとしてしばしば取り上げられるのが、第一次安倍政権期間中の2007年にインド議会で行われた「二つの海の交わり」²³と題された演説である。このなかで安倍は「太平洋とインド洋は、今や自由の海、繁栄の海として、一つのダイナミックな結合をもたらしています。従来の地理的境界を突き破る『拡大アジア』が、明瞭な形を現しつつあります」²⁴（引用文中の二重鍵括弧は原文では鍵括弧。以下同じ）と述べている。安倍は当初から日本の外交的地平の地理的な拡大を志向していたことが分かる。

また第一次安倍政権では第1章の末尾で述べた通り、外交構想として「自由と繁栄の弧」が提唱されていた。この中ではアメリカと同様に日本と「価値観を共有するオーストラリアやインド、G8、欧州諸国や欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）との関係強化は不可欠」²⁵としている。この考えの下、日本は同盟国アメリカと、「拡大アジア」に位置するオーストラリア及びインドとの4か国で事務レベル会合を実施し、これは後に日米豪印での定期的な局長級協議等や、外相会議、首脳会議につながっている²⁶。しかし、中国政府はこの“Quad”の取り組みを中国を包囲するものと解釈、これを批判すべく日豪双方との二国

¹⁹ 添谷芳秀、前掲書、2019、p.270-1

²⁰ 森聡、福田円、前掲書、2022、p.279

²¹ 防衛省『令和4年版 防衛白書』、2022、p.278

²² 日本経済新聞「自衛隊の米豪軍「防護」22件 昨年、月2回ペース」、2022

URL：<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA28BLR0Y2A120C2000000/>

最終参照日：2023/01/23

²³ 外務省「二つの海の交わり」、2007、

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/19/eabe_0822.html

最終参照日：2023/01/23

²⁴ 同上

²⁵ 外務省『平成19年版 外交青書』、2007、p.2-3

²⁶ 外務省「日米豪印」、2022

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1_001173.html

最終参照日：2023/01/23

間協力の強化を推進したほか、ASEAN 中のいくつかの国も ASEAN の独立性が損なわれるとして Quad の取り組みに対して深刻な懸念を示した²⁷。安倍首相が 1 年ほどで退陣を余儀なくされたこともあり、この構想自体は長くは続かなかった。

安倍は第二次安倍政権成立の直前、2012 年にプロジェクト・シンジケートに「アジアの民主主義による安全保障ダイヤモンド」²⁸を投稿した。安倍はこの中で日米同盟とともにインドとオーストラリアを加えた 4 か国の民主主義国を中心にアジアの戦略バランスを保つことを訴えており、中国への均衡化政策を図り、勢力均衡を中心としたアジア地域戦略の構築を試みていたとの指摘がある²⁹。論文の中には、南シナ海がだんだんと「Lake Beijing」、即ち中国政府の影響力が及ぶ海域になりつつあり、インドでは日印両政府が太平洋とインド洋の航行の自由の守護者として一緒にさらに責任を負うよう演説した、との記述もある³⁰。

このように、当初の安倍の外交構想はより中国に対して競争的であり、中国からの反発を受けたほか、中国との関係を維持したいと考える ASEAN 諸国等にとっても容易に賛同できるものではなかった。

その後、前述の通り 2013 年頃から米中は南シナ海を中心に対立を深め、逆に 2014 年の安倍と習近平による日中首脳会談以降、日中関係は少しずつ改善の兆しを見せた³¹。安倍は当初中国に対して対立的な考えを持っていたが、中国や ASEAN 加盟国の反対や米中対立に伴い対決色を一時弱めたのである。そして 2016 年 8 月、序章で整理したように当時の安倍は TICAD VI にて「FOIP」を提唱した。

第 3 節：「FOIP」に対する周辺諸国の反応

この節では、安倍が提唱した「FOIP」が、それが対象とする東アジア・東南アジア地域にどのように受容されていったかを時期ごとに整理する。

古賀は、提唱当初の「FOIP」の内容について、コンセプトが曖昧だったために政策立案者や研究者の間に猜疑や混乱をもたらしたとしている。その要因として、「FOIP」に挙げら

²⁷ Hosoya Yuichi, FOIP 2.0: The Evolution of Japan's Free and Open Indo-Pacific Strategy, *Asia-Pacific Review*, 26:1, 2019, p.21

²⁸ Abe Shinzo, Asia's Democratic Security Diamond, *Project Syndicate*, Dec. 27, 2012
URL : <https://www.project-syndicate.org/magazines/a-strategic-alliance-for-japan-and-india-by-shinzo-abe>

最終参照日：2023/01/23

²⁹ 古賀慶「日本の東アジア地域秩序構想——冷戦後における継続と変化——」、佐橋亮（編）『冷戦後の東アジア秩序：秩序形成をめぐる各国の構想』、勁草書房、2020、p.135-6

³⁰ Abe Shinzo, op. cit., Dec. 27, 2012

³¹ Hosoya Yuichi, op. cit., 2019, p.23

れていた基本原則のほとんどは既に国際社会に存在し日本が支持してきたルールであり、新しいものではなかったこと³²、日米豪印の協調の枠組みである Quad の強化を Quad 参加各国にその狙いを十分共有しないまま暗に強調したこと³³、インド太平洋地域の中心に位置する ASEAN の FOIP における役割がはっきりしていなかったこと³⁴、等を挙げている。なおこの「FOIP」提唱当初の曖昧さの理由について古賀は、中国に対抗する色合いを弱めて中国がより強硬な姿勢に出ることを防ぐ狙いがあったと説明している³⁵。

ASEAN 内では、「FOIP」が日米豪印 4 개국枠組みを核として、将来的な中国包圍網の布石となる可能性があるとして警戒する国家も出るなど、否定的な反応も呼んだ³⁶。また ASEAN は外交での主導権を重視して ASEAN の中心性 (ASEAN Centrality) を掲げていることが知られている。日本は総じて ASEAN 中心性を強調したが、どのようにこれが「FOIP」と繋がりあっているのかまでは説明しなかった³⁷。

「FOIP」が関心を集めるようになったのはアメリカがインド太平洋構想を打ち出した後のことであった³⁸。アメリカのドナルド・トランプ大統領(当時)は安倍首相のビジョンを基にアメリカとしての「インド太平洋戦略」を提唱した³⁹。このインド太平洋構想は、対中抑止の側面が強いものだった。トランプ政権はインド太平洋諸国に対する中国の行動について以下のように述べている。

Beijing is increasingly pressuring Indo-Pacific nations to subordinate their freedom and sovereignty to a “common destiny” envisioned by the Chinese Communist Party. The U.S. approach is different. We seek to ensure that our allies and partners – all who share the values and aspirations of a free and open Indo-Pacific – can preserve and protect their sovereignty. ⁴⁰

³² Koga Kei, Japan's "Free and Open Indo-Pacific" Strategy: Tokyo's Tactical Hedging and the Implications for ASEAN, *Contemporary Southeast Asia*, 41: 2, 2019, p.297

³³ Ibid, p. 288

³⁴ Ibid, p.288

³⁵ Ibid, p.294

³⁶ 古賀慶、前掲書、2020、p.139

³⁷ Koga, op. cit., 2019, p.296-7

³⁸ Ibid, p.288

³⁹ Trump White House Archive, A Free and Open Indo-Pacific, 2021, p.2

URL : <https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2021/01/O'Brien-Expanded-Statement.pdf>

最終参照日 : 2023/01/23

⁴⁰ Ibid, p.1

即ち、中国政府がインド太平洋諸国の自由や主権を自国の考える天命（中国政府が記者会見等で用いる「歴史的必然」との表現が指しているものと考えられる）に従わせようとしており、アメリカ側は自由で開かれたインド太平洋を希求するパートナー国が主権を維持できるよう努めるとしている。ここから中国政府の外交姿勢に対して対抗姿勢を取っていることが読み取れる。

大庭三枝もアメリカのインド太平洋地域の認識について、2017年12月に発出されたアメリカの国家安全保障戦略を引きながら「『世界秩序に関する自由なビジョンと抑圧的なビジョンの間の地政学的な競争が展開されている場としての地域』⁴¹であるとし、中国牽制のためのアリーナとして『インド太平洋』を位置づける立場を鮮明にしていた⁴²と指摘している。2018年に入るとトランプ政権は中国に対して市場開放や知的財産権に関する構造改革及び貿易赤字の是正を強硬に要求、中国製品に対する追加関税を発動してそれに対し中国が関税で報復したことで米中の間では対立がエスカレートした⁴³。このように、アメリカは日本の「FOIP」の外交コンセプトを受けて「インド太平洋戦略」を提示したが、それはトランプ政権の中国を政治上・経済上のライバルと見るトランプ政権の見方と相まって、中国を外交的に強く牽制する内容だった。

一方、2017年11月に赤坂迎賓館で行われた日米首脳会談において、トランプ大統領は日本とともにインド太平洋戦略の基本原則の確認を行い、「法の支配、航行の自由等の基本的価値の普及・定着」「連結性の向上による経済的繁栄の追求」「海上法執行能力構築支援等の平和と安定のための取り組み」の三本柱の施策を進めることを確認し、そのうえでこの考え方に賛同するいずれの国とも協働していくこと、中国政府と建設的な対話を継続することの重要性を確認した⁴⁴。中国を排除しない姿勢を示していることから、日本側の提唱する中国に対抗する意味合いが弱いインド太平洋戦略もまたアメリカの理解を得られていたことが理解できる。

ここまでの「FOIP」と提唱と浸透の流れを整理する。提唱当初、「FOIP」は基本的な原

⁴¹ Trump White House Archive, “National Security Strategy of the United States of America”, 2017, p.45

URL : <https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905.pdf>

最終参照日：2023/01/23

⁴² 大庭三枝「日本の『インド太平洋』構想」、『国際安全保障』、46:3、2018/12、p.24

⁴³ 同上

⁴⁴ 外務省「日米首脳ワーキングランチ及び日米首脳会談」、2017/11/6

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4_003422.html

最終参照日：2023/01/23

則を寄せ集めたような、新規性の薄い曖昧な戦略であり、周辺国からの同意は限定的だった。次いでアメリカのトランプ政権が日本のインド太平洋を重視する姿勢に共鳴し、より中国に対抗的な戦略を取るようになった。ここに宥和的な「FOIP」と対抗的なアメリカのインド太平洋戦略（以下、便宜上本文では米IPSとする）の2つが現れたのである。

第4節：「FOIP」の修正と受容

アメリカと中国との対立が深まる中で日本は中国との関係を改善していき、そのなかで「FOIP」にも修正がみられた。安倍は2018年初の施政方針演説⁴⁵において、「FOIP」を推進するとしつつ、「中国とも協力して、増大するアジアのインフラ需要に応じていくこと、及び、「日本と中国は、地域の平和と繁栄に大きな責任を持つ、切っても切れない関係」であり「大局的な観点から、安定的に友好関係を発展させる」と、日中平和友好条約締結四十周年であることにも言及しながら述べ、中国との関係改善を印象づけた。この説明の変化の背景には、インドやオーストラリアが対中牽制色を強く打ち出すインド太平洋戦略を支持しない姿勢を示していることもあるとの指摘がある⁴⁶。古賀は、2018年2月に先述の通りアメリカと2017年11月に合意した原則に沿った形で「FOIP」の3つの柱が打ち出され、この中には「基本的価値」への明確な言及は見られなくなったこと、ASEANを「FOIP」に不可欠な主体としASEAN中心性を重視する姿勢を見せたこと、米豪印との戦略的連携への言及が無くなったこと、そして地域外の国、特に英仏の参加が考慮されたことを示している⁴⁷。古賀の言う3つの柱は具体的には2017年版の開発協力白書の冒頭に示されたもので、①法の支配等、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、②国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備を通じた連結性強化等による経済的繁栄の追求、③海上法執行能力の向上支援、海賊対策、防災等の平和と安定の確保のための取組、からなる⁴⁸。このように「FOIP」はこれまで日本が取り組んできたアジア諸国への能力構築支援等が強調されるようになり、また2018年11月には「FOIP」はそれまでの「戦略」から「自由で開かれたインド太平洋構想」となった⁴⁹。

それではこのような変遷を遂げた「FOIP」に対してアジア地域の周辺諸国がどのように反応したのかを見ていく。ASEANでは、インドネシアが中心となってASEAN独自のイン

⁴⁵ 首相官邸「第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」、2018/1/22

URL：https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement2/20180122siseihousin.html

最終参照日：2023/01/23

⁴⁶ 大庭、前掲書、2018、p.23

⁴⁷ Koga, op. cit., 2019, p.298

⁴⁸ 外務省『2017年版 開発協力白書』、2018、p.2

⁴⁹ 添谷、前掲書、2019、p.276

ド太平洋戦略を打ち出す動きが現れ、この動きを鈴木早苗⁵⁰が明らかにしている。インドネシアは2018年2月にASEAN独自のインド太平洋協力構想の発表を提案し、アメリカの中国を排除するようなインド太平洋政策に対して、東アジアサミットをプラットフォームとして包摂性を重視した協力を志向するとのメッセージを打ち出した。しかしASEAN加盟諸国は米中とそれぞれ異なる経済・外交関係を結んでいることもあって交渉はスムーズには進まなかった。途中インドネシアが構想について安全保障の側面よりも経済成長の側面を前面に押し出す譲歩などを経て、最終的にASEAN独自のアジア太平洋戦略であるASEAN Outlook on the Indo-Pacific (AOIP) が2019年6月に発表された。AOIPの策定にはこぎつけたものの、ASEAN内にAOIPの下でどのような協力を進めるかについてのコンセンサスはなく、各国はAOIPを通してそれぞれ自国にあった実質的協力を得たいとしている可能性が高いとしている⁵¹。実際、AOIP発表直後の2019年11月に行われた日ASEAN首脳会議では、投資や技術協力、貿易といった事項にまず冒頭に言及しており⁵²、共同宣言でも交通インフラへの投資が主に言及されている⁵³。このことから、基本的価値への言及を抑え、中国の一带一路構想と部分的に類似したアジア諸国への能力構築支援や投資を重視したものへと「FOIP」の内容を変更することで、ASEAN諸国からのインド太平洋地域でのゆるやかな経済的連帯の形成に成功したと言える。この点は、序章でみたように「FOIP」について既に指摘されている点であり、その妥当性を改めて確認できた。

一方、中国は「FOIP」にどう反応しているのだろうか。相澤輝昭⁵⁴は2021年発表の論文の中で「FOIP」に対する中国の反応について、当初は「少なくとも公式には、『問われれば答える』という形のどちらかと言えば抑制的なものであった」⁵⁵としつつ、2020年10月の第2回Quad日米豪印外相会合を中国の王毅外交部長が「インド太平洋版の新たなNATO

⁵⁰ 鈴木早苗「ASEANのインド太平洋構想(AOIP)の策定過程」、2021

URL：<https://www.jiia.or.jp/research-report/indo-pacific-fy2021-02.html>

最終参照日：2023/01/23

⁵¹ 同上、p.2

⁵² 外務省「第22回日ASEAN首脳会議」、2019/11/4

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page4_005435.html

最終参照日：2023/01/23

⁵³ 外務省「連結性に関する第22回日ASEAN首脳会議共同声明(和文骨子)」、2019/11/4

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000534744.pdf>

最終参照日：2023/01/23

⁵⁴ 相澤輝昭『『自由で開かれたインド太平洋(FOIP)』の変遷と展開』、『海洋政策研究』第15号、笹川平和財団海洋政策研究所、2021/3、p.1-36

⁵⁵ 同上、p.20

を企てるものだ」と批判した発言、及び2020年の東アジアサミットの議長声明やTICAD7の首脳宣言などにおける「FOIP」の言及への干渉を指摘し、「FOIP ないしは『インド太平洋』という用語に対する警戒感が特に高まっているようにも見受けられる」⁵⁶と指摘している。中国政府が2022年の全人代への報告書のなかで、特定の国家に対するブロックや排他的グループの形成への反対を表明している⁵⁷ことから、中国は自国を除く形での周辺諸国間での協力関係の構築に警戒感を示していると考えられる。

この節では「FOIP」の内容の修正と周辺国の受容の流れを明らかにした。日本の「FOIP」は米中対立の激化を踏まえ、「戦略」から「構想」に変化するなど、それまでの基本的価値を推進する姿勢及び対中戦略的な色合いを弱めた。「FOIP」発表当初はあまり前向きでなかったASEANはインドネシアが主導する形でAOIPを発表、インフラ投資を日本から得ることに主眼を置いた。中国はQuadへの警戒姿勢を有しており、対中牽制の姿勢が弱められた日本の「FOIP」についても警戒感を有している。

これまでにこの章で明らかになったことを総括する。まず日米や東南アジア諸国の対中警戒の背景には近年の中国の軍事力強化と、1970年代以降及び2010年代以降の中国の強硬な姿勢があった。安倍は当初、中国に対して対立的なQuadを構想していたがこれは周辺国からの反対や自身の退陣で頓挫、首相の座に戻り平和安全法制を成立させて日本の軍事的な国際貢献の幅を広げたのち、普遍的な価値の推進を押し出した「FOIP」を提唱した。アメリカが米IPSを提示し中国との経済的・政治的な対立を深めると「FOIP」はアメリカの了承も得ながらインフラ投資を重視するものとなった。中国の一带一路構想に似た内容となったことでASEANから同調する動きとしてAOIPを引き出したが、Quadに反発する中国は「FOIP」に対しても警戒を表している。

⁵⁶ 同上、p.20

⁵⁷ 第20回全人代に中国政府が提出した報告書（中華人民共和国中央人民政府『the report to the 20th National Congress of the Communist Party of China』、2022）を見ると、p.54 l.16に “It opposes all forms of unilateralism and the forming of blocs and exclusive groups targeted against particular countries.” との記述がある。

第3章 日本からヨーロッパへの「FOIP」に関する働きかけ

この章では、「FOIP」がどのように提示されていたのか、及びそれに対しヨーロッパ諸国がどのように反応していたのかを確認し、イギリスがインド太平洋地域においてアメリカやフランスといった国々とともにインド太平洋の経済及び安全保障の分野で日本と協調していることを示す。

第1節：日本の「FOIP」提唱戦略

ここでは日本政府がヨーロッパ方面へ「FOIP」を提唱するにあたってどのような方向性をもって臨んでいたのかを検証する。

NHKは外務省がアメリカに「FOIP」を提唱した際の背景について報道している¹。この中で、トランプ政権が前章で述べたように米IPSを提示する前に日本政府が「ワシントンのさまざまなレベルに対し、懸命な働きかけを行っていた」こと、及び政府事務方の説明により、トランプ政権を引き継いだジョー・バイデン政権にも「自由で開かれたインド太平洋」の言い回しが引き継がれたことが指摘されている。

この記事の中で「FOIP」立案者の市川恵一は次のように発言している。

「ASEANなどとのやりとりを通じて、各国がビジョンを共有しながら、その実現に向けてそれぞれが努力していく方がいいと考えるようになりました。みんながオーナーシップ（当事者意識）を持ってFOIPのビジョンを目指す。日本の『戦略』だと強調する必要はないと判断したということです」²

このような、「FOIP」は最終的な目的地あるいはゴールであって、そこに向かうためにどのようなアプローチをとるのかは各国に委ねるとの発言から前章で扱った「FOIP」の内容の修正及びこれから述べる欧州への「FOIP」の浸透はよりよく理解できる。即ち「FOIP」の修正は、アメリカやASEAN諸国といったどこか特定の国に合わせたものではなく、「FOIP」の実現を目指して相手国ごとの関心や能力に合わせて実際の取り組みをテーラーメイドした結果と理解できる。ASEANに対しては経済的な協力を強調し、一方で米欧諸国とは安全保障上の協力も深めているのはこれによって矛盾なく説明できる。

ではヨーロッパ諸国の「FOIP」への賛同の広がりはどうのように扱われているか。記事の中でヨーロッパ諸国に直接関連する記述は以下のみである。

¹ NHK「自由で開かれたインド太平洋 誕生秘話」、2021/6/30

URL：<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/62725.html>

最終参照日：2023/01/23

² 同上

FOIPは、インド太平洋と直接かわりがない国が多いヨーロッパでも浸透し始めている。／イギリスやフランス、ドイツ、オランダは、インド太平洋地域の安全保障などに積極的に関与する姿勢を打ち出し、EU＝ヨーロッパ連合も日本などとの関係強化を目指すインド太平洋戦略の策定作業を急いでいる³

この「浸透」という表現、及び「FOIP」を立案した市川自身の「中国が多くの国に影響力を伸ばしている中で…〔中略〕…われわれと同じ考え方をもつ国を増やしていく地道な努力がむしろ大事」⁴との言葉から、「FOIP」の欧州への提唱は事務方によるものが中心であると推察される。

この推察は自由民主党（以下、自民党とする）内部の決議からも裏付けられる。自民党政務調査会は2022年4月に「普遍的価値に基づく国際秩序の維持・発展のための外交力の一層の強化を求める決議」⁵を発出した。このなかではロシアや中国の現状変更やその試みを批判し、両国の接近と西側対中露の対立の深まりを指摘しながら、「日本は、…〔中略〕…『自由で開かれたインド太平洋』の実現を含めた普遍的価値に基づく国際秩序を維持・発展させていくために、総理・外務大臣等によるこれまで以上に活発な外交活動を通じて、主導的な役割を果たす必要がある」⁶と主張している。首脳や閣僚によるいわばトップダウン型の外交の強化を訴えていることから、逆に現在までの外交では事務方の日本の普遍的価値に基づく外交において担っている役割が比較的大きいと読み取れる。

またこの決議の政府への要求事項の1つ目「普遍的価値に基づき国際社会の平和と安定を実現する力強い外交の推進」から以下の2点を読み取れる。第一に、与党自民党としても、ヨーロッパ諸国はインド太平洋地域内の各国とならんで「FOIP」を推進する対象として念頭に置いていることがわかる。この要求事項の中では「FOIP」の実現に向けて、日米同盟の強化や日米豪印の枠組みでの協力の推進とともに「欧州、ASEAN、太平洋島嶼国等の同志国・地域との連携を推進すること」⁷を要求している。第二に、国際的な開発協力を国際秩序の維持・発展や総合的な安全保障と並ぶ「FOIP」の実現のための手段として捉えていることがわかる。この要求事項の中では経済安全保障やエネルギー・資源、食料等の供給を確保するための総合的な安全保障の推進を求めたうえで、続けて「これらの取り組みを進めるために、時代に即した開発協力のあり方を模索するとともに…〔中略〕…安全保障に

³ 同上

⁴ 同上

⁵ 自由民主党 政務調査会「普遍的価値に基づく国際秩序の維持・発展のための外交力の一層の強化を求める決議」、『政策特報』1643号、2022/6、p.47-51

⁶ 同上、p.47-8

⁷ 同上、p.48

資する国際協力や、…〔中略〕…ODA 予算をより一層拡充し、戦略的に拡充すること」⁸と求めている。

この節で明らかになったことを整理する。第一に、「FOIP」は外務省を始めとした事務方の働きかけによって周辺国からの理解や賛同を得てきたと推察される。第二に、日本が掲げる「FOIP」は目指すべきビジョンとして掲げられており、これを達成するためのアプローチとしては伝統的な安全保障にあたる国際秩序の維持・発展から開発協力まで幅広く視野に入れている。「FOIP」のビジョンへの賛同を取り付けた各国と日本の間では、共通のゴールを見据えながら、それぞれにあった協力を推進する姿勢を取っており、ヨーロッパ諸国とは主に安全保障や経済連携を中心とした協力を、ASEAN 諸国とは能力構築や経済投資を中心とした協力を「FOIP」実現のための手段として選択したと解釈できる。

第2節：ヨーロッパ諸国の「FOIP」への反応

続いてこの節では、「FOIP」がヨーロッパ諸国にいつどのように広がったのかを明らかにする。

最初に、2019年の日本外交を扱った2020年度の外交青書⁹から「FOIP」の広がりを確認する。この外交青書は「FOIP」の修正と受容がなされた後に刊行されている。前年版の外交青書では「日本外交の六つの重点分野」の一つだった¹⁰「FOIP」の扱いは巻頭特集の一つへと大きくなっており¹¹、このことは修正と受容の結果「FOIP」がどれほど広まったかを巻頭特集の内容と合わせて示している。

この巻頭特集では、前節で市川が主張したように「法の支配などの基本原則を共有しつつ、各々のビジョンに基づいて関係各国の当事者意識（sense of ownership）を喚起し、このビジョンを広げていく」¹²としたうえで、「FOIPに関連する取組・協力の現状」との題で英仏独伊、EU、太平洋島嶼国、ASEAN、米加印豪 NZ、メコン諸国との「FOIP」の共有、取り組み状況を示している¹³。また取り組みの例として、海洋秩序のための政策・知見の共有、自由で公正な経済圏、連結性の実現、財政ガバナンス強化、海洋安保の確保等を挙げている。

しかしこの記述からは各国との連携の深さや、取り組み一つ一つの意義や内容の深さまでは読み取ることができない。また「FOIP」が提唱される前からの日本との外交関係がどの程度影響したかも不明である。そのため以下では前節であげた日本政府の働きかけの様

⁸ 同上、p.49

⁹ 外務省『令和2年版 外交青書』、2020

¹⁰ 外務省『令和元年版 外交青書』、2019、p.23-4

¹¹ 外務省、前掲書、2020、p.8-9

¹² 同上、p.9

¹³ 同上、p.9

態に留意しながら、特に「FOIP」に関連して取り組みを行っているヨーロッパ各国がどのように「FOIP」を受容し、どのような協力を外交の場で行っているのかをさらに深く検証する。

ヨーロッパ諸国への働きかけを明らかにするにあたって、まず多国間の枠組みへの働きかけを明らかにすべく、G7とNATOに着目する。まず主要ヨーロッパ諸国が加盟するG7から確認する。2021年6月にイギリスのグラスゴーにて、コロナ禍後に初めて対面で行われたG7サミットでは、首脳宣言で「FOIP」の重要性が示され、2021年4月の日米共同宣言「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」にもあった「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調する」との文言が入った¹⁴。この「FOIP」への言及について、イギリスの関与が指摘できる。イギリス外務省はこのサミットの前年にイギリス下院外交委員会への報告書のなかで、G7議長国の地位はイギリスの国益と価値観を反映しながら国際課題に対処する重要な機会をもたらすと発表している¹⁵。同報告書の中で香港や人権といった中国と外交的に対立する分野があることを認めている¹⁶ことと合わせて、この言及には日英外交の成果も影響しているといえる。続く2022年のG7首脳コミュニケでも「外交及び安全保障政策」の項の冒頭で「FOIP」を維持することの重要性が表明されており、すぐ後では「我々は、南シナ海における中国の拡張的な海洋権益の主張には法的根拠がないことを強調する」と中国を名指しして批判している¹⁷。このことからG7諸国の間ではイギリスからの働きかけもあって「FOIP」の理念が共有されており、またアプローチとしては米IPSに近い、中国に対抗的な姿勢を取っていることが読み取れる。

次いで、ヨーロッパ諸国が多く参加する安全保障枠組みであるNATOが「FOIP」をどのように見ているのかを検証する。NATOはアジア地域への姿勢について「インド太平洋」と「アジア太平洋 (Asia-Pacific)」という2種類の表現を合わせて使用している。ウェブサイトでは“Asia-Pacific”という表現が主に用いられている。これはNATOが協力関係にある日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの4国が“Asia-Pacific partners”と呼称さ

¹⁴ 森聡、福田円『入門講義 戦後国際政治史』、慶應義塾大学出版会、2022、p.282

¹⁵ House of Commons Foreign Affairs Committee, A brave new Britain? The future of the UK's international policy: Government Response to the Committee's Fourth Report, 2021, p.6

URL : <https://committees.parliament.uk/publications/4225/documents/43246/default/>

最終参照日：2023/01/23

¹⁶ Ibid., p.2

¹⁷ 外務省「G7首脳コミュニケ」、2022、p.18

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376624.pdf>

最終参照日：2023/01/23

れていることからこの表現を用いていると考えられる¹⁸が、これは日本と NATO とでの地域への関心の差をも表していると考えられる。日本との協力については、2020 年 12 月の NATO 外相会合への参加を始めとした政治的な意見交換が近年様々なレベルで行われていると紹介している¹⁹。一方 2022 年版の NATO の戦略構想²⁰のなかでは集団安全保障の項でインド太平洋について言及している。戦略では、インド太平洋は NATO にとって大切であり、地域を超えた課題や共通の安全保障上の利益に対処するためにインド太平洋地域の新旧のパートナーと対話と協力を強化する²¹としている。NATO の「FOIP」受容は、それまで NATO が持ち合わせていたアジア太平洋諸国への関心に合わせる形になっているといえる。また取り組みが対話に留まっていること、及び文書内でこの記述がバルカン半島や中東といった他の地域への言及と合わせてなされていることから、協力の内容は現在協議中であり、実践的で複雑な取組にまでは進めていないと考えられる。これには「FOIP」の相手国ごとにあったアプローチを選択するとの考え方や、NATO 諸国間の対中姿勢の差異、NATO 諸国とインド太平洋地域との距離の大きさも影響していると考えられる。

次いで、イギリスが日本の「FOIP」の働きかけにどのように応答しているかを明らかにする。なおこの分野は既に序章で秋元の著書²²を挙げながら簡単に示したため、ここではそれら外交上のやりとりをより深く検証することとする。日本とイギリスとは 2014 年以降に関係を強化しつつあり、2015 年当初から 2+2 を実施しているほか、日英共同宣言を交わしている。この 2+2 で交わされた内容についてより詳しく分析し「FOIP」の浸透を明らかに

¹⁸ NATO, Relations with Asia-Pacific partners, 2022/7/12

URL : https://www.nato.int/cps/en/natohq/topics_183254.htm

最終参照日 : 2023/01/23

¹⁹ NATO, Relations with Japan, 2022/5/23 (URL : https://www.nato.int/cps/en/natohq/topics_50336.htm、最終参照日 : 2023/01/23) のなかに“For the first time, in December 2020, Japan participated in a NATO Foreign Ministers’ Meeting …〔中略〕… to discuss the shift in the global balance of power and the rise of China. This was only one of the latest and more visible political exchanges that NATO has had with Japan at various levels in recent years.”との記述がある。

²⁰ NATO, NATO 2022 STRATEGIC CONCEPT, 2022

URL : https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/2022/6/pdf/290622-strategic-concept.pdf

最終参照日 : 2023/01/23

²¹ 同上、p.11 に、“The Indo-Pacific is important for NATO…〔中略〕… We will strengthen dialogue and cooperation with new and existing partners in the Indo-Pacific to tackle cross-regional challenges and shared security interests.”とある。

²² 秋元千明『復活！日英同盟 インド太平洋時代の幕開け』、CCC メディアハウス、2021

する。

まず日英 2+2 について。2015 年 1 月の第 1 回目の 2+2 の共同声明²³では、民主主義、法の支配、人権及び開かれた透明性のある市場という共通の価値に基づき、世界の繁栄、平和及び安定に積極的に貢献するために協力を深めるという戦略的な目標をさだめた両国のダイナミックな戦略的パートナーシップを再確認している。これは「FOIP」が当初推進していた価値観と類似する。また課題としてはロシアによるクリミア併合及び ISIL によるテロといった欧州方面の課題をあげている。翌 2016 年 1 月の第 2 回 2+2 の共同声明²⁴では 1 年前の文書と比較して両国の安全保障政策により詳しく踏み込んでおり、訓練を始めとした両国で協同して行う取り組みへの記述が複数現れている。またページ数も 2 ページから 5 ページへと増えている。2017 年 12 月の第 3 回 2+2 の共同声明²⁵では「FOIP」への記述が初めて現れた。冒頭部分で日英の協力関係や価値観をより字数を割いて明らかにしている。この 3 回目の共同声明では東南アジアから中東・アフリカまでの各地の途上国への能力構築支援や G20 等の多数国間の枠組みでの協力など、日英で共に他国に向けて働きかけることを示す文言が増えている。最新である 2021 年に行われた第 4 回 2+2 の共同声明²⁶では冒頭で日英両国間の関係性の深化が示されている。両国関係の定義は第 3 回の宣言では「欧州及びアジアにおけるそれぞれ最も緊密な安全保障上のパートナーであることを再確認」²⁷とされていたが、第 4 回の宣言では「共に海洋国家かつインド太平洋地域におけるアクターである日本と英国が、自由、民主主義、人権及び法の支配という核心的な価値への基本的なコミットメントを共有するグローバルな戦略的パートナーであり、欧州及びアジアにおける互いの最も緊密な安全保障上のパートナーであることを再確認」²⁸とより踏み込んだ表現が用いられている。また、東シナ海・南シナ海や香港、北朝鮮といったインド太平洋地域

²³ 外務省「日英外務・防衛閣僚会合 2015 年 1 月 21 日 共同声明（仮訳）」、2015

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000066164.pdf>

最終参照日：2023/01/23

²⁴ 外務省「第 2 回日英外務・防衛閣僚会合共同声明（仮訳）」、2016

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000123079.pdf>

最終参照日：2023/01/23

²⁵ 外務省「（仮訳）第 3 回日英外務・防衛閣僚会合 2017 年 12 月 14 日 共同声明」、2017a

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000317793.pdf>

最終参照日：2023/01/23

²⁶ 外務省「日英外務・防衛閣僚会合 共同声明（仮訳）」、2021

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100145304.pdf>

最終参照日：2023/01/23

²⁷ 外務省、前掲文書、2017a

²⁸ 外務省、前掲文書、2021

への関心が強く示されている。

以上の流れから、2+2 での日英間の協力関係は初回以降「FOIP」を軸に進んでいると説明できる。またその内容は「FOIP」の修正前の時期である第 1 回、第 2 回では共通の価値の推進、「FOIP」修正後の第 3 回では途上国への支援を意識、直近で日英間の連携深化も進んだ第 4 回では再び核心的な価値へのコミットメントの共有を提示、と概ね「FOIP」の内容の変遷と合致している。

次に、2017 年 8 月に日本で行われた日英首脳会談の際に交わされた「安全保障協力に関する日英共同宣言」²⁹を分析する。秋元はこの共同宣言の注目されるポイントとして「日本が進める『積極的平和主義』と英国が進める『グローバル・ブリテン』構想を上手につなぎ合わせ、日英がインド太平洋戦略のプレイヤーとして、外交政策やインテリジェンス、サイバー対策、テロ対策、海洋安全保障など、安全保障の様々な分野で包括的に協力することを約束している点」³⁰を挙げている。確かに、両国の外交構想が連結されている点はこの宣言の顕著な特徴であり、このことは宣言の中の「日英両国は、日本の国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の政策と英国の『グローバルな英国』というビジョンに…〔中略〕…基づきつつ、グローバルな戦略的パートナーシップ及び協力を次の段階へと引き上げる」³¹との表現に顕著に表れている。秋元の指摘に加えて強調できることとして、日本がイギリスを特にインド太平洋地域での協力へと誘導したことが挙げられる。「日英両国は、世界において、特に、世界の安全保障及び繁栄におけるその重要性が認識されているインド太平洋地域において、協力を強化する。／日英両国は、こうした共通の理解に基づき、ルールに基づく国際システムに対する共通の戦略的課題に関し、協力及びパートナーシップを強化する」³²との表現から、イギリスに近い地域での協力ではなく、それまでイギリスがあまり関心や活動に向けてこなかったインド太平洋地域を協力の主な舞台としたことが示されており、これは価値があるといえる。

そしてこの日英首脳会談では「日英共同ビジョン声明」³³も発表されている。こちらでは上述のような「国際安全保障の確保」に加えて、「経済パートナーシップの強化」「イノベーションと成長の推進」も挙げられ、イギリスの EU 離脱を契機とした二国間経済関係の深化

²⁹ 外務省「(仮訳) 安全保障協力に関する日英共同宣言」、2017b

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000285661.pdf>

最終参照日：2023/01/23

³⁰ 秋元、前掲書、2021、p.31

³¹ 外務省、前掲文書、2017b、p.1

³² 外務省、前掲文書、2017b、p.1-2

³³ 外務省「日英共同ビジョン声明」、2017c

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000285774.pdf>

最終参照日：2023/01/23

やエネルギー・インフラへの投資をうたっている。ここまで見てきた二つの文書から、日英は安全保障と経済連携の両面でイギリスの EU 離脱後の二国間関係を定義づけたといえる。

続いてイギリスとの実際の協力の端緒を確認する。序章でも言及したイギリスとの安全保障上の実践的な協力は北朝鮮の瀬取り監視から始まっているといえる。2017 年 12 月までに、核・ミサイル開発を行う北朝鮮に対して石油精製品の輸入を厳しく制限する国連安保理による制裁決議が採択され³⁴、日本政府は北朝鮮の非核化に向けて制裁措置の実効性を確保すべく関係国と協力している³⁵。イギリスは 2018 年から継続的に派遣している艦艇の数は他国と比較しても多く³⁶、日英両国の外務省でもその活動を紹介している^{37, 38}。序章で述べた取り組みと合わせ、北朝鮮の制裁対処を端緒として空母を含む艦艇を継続的に派遣していることがわかる。また他国が派遣しているような航空機と比較して、一定の区域により長期間滞在できる艦艇を多く派遣している³⁹点はイギリス政府の東シナ海地域への関与を継続的に行う意思を表しているといえる。

以下では日本の「FOIP」の働きかけに対するフランスの応答を明らかにする。フランスは第一次安倍政権期だった 2013 年に「安全保障・成長・イノベーション・文化を振興するための『特別なパートナーシップ(partenariat d'exception)』」⁴⁰と題した 7 ページにわたる

³⁴ NHK 「対北朝鮮 どんな制裁が行われてきた?」、2017/12/24

URL : https://www3.nhk.or.jp/news/special/45th_president/articles/2017-1224-00.html

最終参照日：2023/01/23

³⁵ 外務省 「北朝鮮関連船舶による違法な洋上での物資の積替えの疑い」、2022/10/31

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page4_003679.html

最終参照日：2023/01/23

³⁶ 外務省 「『瀬取り』を含む違法な海上活動に対するカナダ及びオーストラリアによる警戒監視活動」より 「[参考] 関係国による警戒監視活動」、2019/8/22

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007726.html

最終参照日：2023/01/23

³⁷ Her Majesty's Government, Royal Navy vessel identifies evasion of North Korea sanctions, 2019/4/5

URL : <https://www.gov.uk/government/news/royal-navy-vessel-identifies-evasion-of-north-korea-sanctions>

最終参照日：2023/01/23

³⁸ 外務省 「『瀬取り』対処に際しての日英連携」、2019/4/6

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000577.html

最終参照日：2023/01/23

³⁹ 外務省、前掲文書、2019/8/22

⁴⁰ 外務省 「日仏共同声明 安全保障・成長・イノベーション・文化を振興するための『特

日仏共同声明を発表した。この中では両国が国際政治や国際安全保障の分野で共通の価値を有することや経済連携の推進、開かれた多国間主義の重要性を指摘しており、安倍が対中牽制の意味合いを持つ Quad を推進していた時期から協力を深めていたことが分かる。なかでも冒頭では「国際場裡において自由、民主主義、人権及び法の支配の尊重という共通の価値を有する」⁴¹と掲げており、米 IPS や修正前の「FOIP」にも通じる価値観を打ち出している。またこのように連携を打ち出す理由は同声明のなかの両国を「太平洋の3つのフランス共和国地方自治体」を挙げながら「太平洋の国家」としている⁴²部分からわかる。

次に 2+2 でのやりとりを確認する。日仏間での第 1 回の 2+2 は 2014 年 1 月に行われた。第 1 回では、上述の共同声明でもふれた共通の価値観を確認したうえで、両国のアジアにおける平和と安全や、東シナ海を始めとするアジア地域における緊張の低下、紛争の平和的解決の必要性を共有している⁴³。また国際法に則った海洋、サイバー、宇宙空間の自由の重要性も指摘しており⁴⁴、この考え方は「FOIP」に通じるものである。「FOIP」に向けた連携に関しては、2017 年 1 月の第 3 回日仏 2+2 でフランス側に対して「日本国政府が『自由で開かれたインド太平洋戦略』を確固として推進していくことを強調している⁴⁵。そして翌年 1 月の第 4 回日仏 2+2 の共同声明⁴⁶では日仏四大臣が「自由で開かれたインド太平洋のために、パートナー諸国と共に尽力することが共通の利益であることを確認し」ている⁴⁷とあり「FOIP」の理念の共有とそのための協調を打ち出している。第 3 回、第 4 回日仏 2+2

別なパートナーシップ(partenariat d'exception)』、2013

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000006048.pdf>

最終参照日：2023/01/23

⁴¹ 外務省、前掲文書、2013、p.1

⁴² 外務省、前掲文書、2013、p.2

⁴³ 外務省「日本国外務大臣及び防衛大臣とフランス共和国外務大臣及び国防大臣との間の共同発表」、2014

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023692.pdf>

最終参照日：2023/01/23

⁴⁴ 外務省、前掲文書、2013、p.3

⁴⁵ 外務省「日本国外務大臣及び防衛大臣とフランス共和国外務大臣及び国防大臣との間の共同発表」、2017d

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000216550.pdf>

最終参照日：2023/01/23

⁴⁶ 外務省「第 4 回日仏外務・防衛閣僚会合共同発表」、2018

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000328767.pdf>

最終参照日：2023/01/23

⁴⁷ 外務省、前掲文書、2018、p.1

の声明から、概ねこの時期に「FOIP」に関する日本からの働きかけがあったと考えられる。この論文の執筆時点で最新の第6回日仏2+2では両国の関係は「基本的価値を共有する…〔中略〕…『特別なパートナーシップ』」⁴⁸と定義されており、「FOIP」の下での連携を進めることが強調されている。同宣言内で両国は欧州連合（以下、EUとする）が「インド太平洋における協力のためのEU戦略に関する共同コミュニケーション」を発表したことやASEANの一体性、中心性、及びAOIPへの支持をあげており、「FOIP」を共に推進していると言える。

続いて、フランスの「FOIP」に関する実際の協力を見ていく。制度面では、日仏は既に防衛装備品・技術移転協定⁴⁹及びACSA⁵⁰を締結・発効しており、円滑化協定の締結についてもフランスから打診されている⁵¹。安全保障の分野では、アメリカやオーストラリアといった日本周辺の国々と合同で軍事演習を行っており⁵²、これまでに艦艇や陸軍部隊が参加⁵³

⁴⁸ 外務省「第6回日仏外務・防衛閣僚会合 共同声明（2022年1月20日、オンライン形式）」、2022

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100292463.pdf>

最終参照日：2023/01/23

⁴⁹ 外務省「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の発効」、2016

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003989.html

最終参照日：2023/01/23

⁵⁰ 外務省「日・仏物品役務相互提供協定（日仏ACSA）の効力発生のための通告」、2019

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007458.html

最終参照日：2023/01/23

⁵¹ 産経新聞「＜独自＞仏、共同訓練を円滑化 日本政府に協定締結打診 対中抑止の意志鮮明」、2022/12/5

URL：<https://www.sankei.com/article/20211205-O3IA75UI75I35LY7UY65JOJIHE/>

最終参照日：2023/01/23

⁵² 防衛省・自衛隊「フランス」>「共同訓練・演習」、2022

URL：

<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/euro/france.html#:~:text=%E3%81%A%E3%83%8F%E3%82%A4%E3%83%AC%E3%83%99%E3%83%AB%E4%BA%A4%E6%B5%81-,%E5%85%B1%E5%90%8C%E8%A8%93%E7%B7%B4%E3%83%BB%E6%BC%94%E7%BF%92,-2021%E5%B9%B4>

最終参照日：2023/01/23

⁵³ 産経新聞「仏陸軍、初めて日本で陸上演習 陸自、米海兵隊と共同訓練開始 中国の海洋進出を警戒」、2021/5/11

URL：<https://www.sankei.com/politics/news/210511/pl2105110034-n1.html>

している。総括すると、フランスとは安全保障協力をめぐる制度整備などに若干の遅れも見られるものの、3つの海外県を有していることもあり、インド太平洋地域での日本との協力がイギリスに次ぐ形で進行しつつある。

最後に、フランスと並ぶ大陸ヨーロッパの主要国であるドイツの「FOIP」への反応を整理する。ドイツとの初めての2+2の実施は2021年であった。ここでは両国で「FOIP」の実現に向けて緊密に連携していくことや中国及び北朝鮮の動向への懸念が共有されている⁵⁴。また対面で行われた2回目の2+2では日本の「FOIP」とドイツのインド太平洋戦略であるインド太平洋ガイドラインは軌を一にするものとの認識と、「法の支配に基づく国際秩序の維持・強化のために両国がさらに協力・連携していくことの重要性」の認識を共有した⁵⁵。このように、親中的との指摘もある⁵⁶ドイツも「FOIP」の目指す価値観に同調している。このような動きの前触れとして、2018年12月の「日独次官級外務・防衛当局間協議」⁵⁷があげられる。ここでは安全保障協力や「FOIP」を始めとした様々な議題を扱っておりこのような協議で日独のインド太平洋地域への関心のすり合わせがなされたと考えられる。

安全保障分野での日独協力の進展は英仏と比べると少し遅く、既に締結している主要な条約は防衛装備品・技術移転協定のみである⁵⁸が、ドイツとは北朝鮮の瀬取り監視での協力⁵⁹を始めとした連携がなされており、「FOIP」への協力は親中のな国からの理解も進みつつあるといえる。

この節では、「FOIP」の直接の対象とはされていない欧州各国への働きかけを検証した。

最終参照日：2023/01/23

⁵⁴ 外務省「日独外務・防衛閣僚会合（『2+2』）」、2021

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009040.html

最終参照日：2023/01/23

⁵⁵ 外務省「日独外務・防衛閣僚会合（『2+2』）」、2022

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/de/page4_005701.html

最終参照日：2023/01/23

⁵⁶ 例えば、秋元、前掲書、2021、p.180

⁵⁷ 外務省「日独次官級外務・防衛当局間協議の開催（結果）」、2018

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006899.html

最終参照日：2023/01/23

⁵⁸ 防衛省・自衛隊「ドイツ」>「(参考) 防衛協力に係る各種協定等の締結」、2022

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/euro/germany.html>

最終参照日：2023/01/23

⁵⁹ 外務省「『瀬取り』を含む違法な海上活動に対するドイツによる警戒監視活動」、2021/11/5

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000627.html

最終参照日：2023/01/23

外交青書から読み取ったように「FOIP」は 2019 年までにヨーロッパを含む諸国からの理解を得た。G7 では 2021 年までに「FOIP」について理解を得て、中国の拡張的な姿勢を名指しで批判するまでに至った。NATO は以前からのアジア太平洋地域諸国との協力を推進しながら、現在は「FOIP」の働きかけを受けて可能な協力を検討する段階にある。

イギリスへの働きかけでは、2+2 の内容がヨーロッパからアジアへ、日英のパートナーシップがより深いものへと変化し、また概ね「FOIP」の内容の変遷に沿うような形で変化したことが示された。加えて安全保障協力に関する日英共同宣言では日英の協力を打ち出しつつイギリスを日本周辺の太平洋へと引き出したこと、日英共同ビジョンでは経済的協力への意志が示され、安保と経済の両面で協力を深めることが打ち出された。太平洋に領土を有するフランスに関しては日本が「FOIP」を提唱する以前からこの地域への関心を有していたことと、「FOIP」への働きかけが 2017 年中に行われたものと推察されること、日仏以外の第三国とも連携する姿勢を見せていることが示された。ドイツとの関係では、低次のレベルの協議から「FOIP」への理解を得る努力がなされていることと親中的な国からも「FOIP」が理解を得たことが示された。

この章で明らかになったことを整理する。まず「FOIP」は地域で目指すべきビジョンとされており、日本は各国と共通のゴールを見据えながら各国にあった協力を推進する姿勢をとっている。また諸外国に対する「FOIP」の理解を得るための説明は事務方が多くを担っている。ついで「FOIP」の浸透状況について、NATO やイギリス、フランスに加えて親中的とされるドイツからも理解を得ていることと、イギリスが日英二国間の協力深化を見据える一方、フランスは他国も含めた形での「FOIP」推進と安全保障協力をより強く考慮していることがわかった。

第4章 「FOIP」に関するイギリス国内での議論

これまでに、日本とイギリスとの間で展開された外交について明らかにした。続いてこの章では、インド太平洋地域の外にあり太平洋に領土を有しないイギリスがどのようにインド太平洋地域での外交戦略を形成し、その際にどの程度「FOIP」を意識したかこれに賛同したのかを論じる。

第1節： 国民投票での EU 離脱派の勝利とグローバル・ブリテンの提唱

イギリスの外交政策やその方針について盛んに議論されたのは、2016年6月13日に行われた国民投票の結果 EU 離脱派が勝利して以降であった。国民投票はあくまで諮問的なもので法的拘束力はなかったが、イギリス政府はその結果を法的拘束力があるように受け止めた¹。国民投票を実施し EU 残留を訴えていたデイヴィッド・キャメロン首相は退陣した。EU を離脱した場合のイギリスの具体的な戦略などは描かれていなかったため、それまで EU の一国であったイギリスが離脱後に取るべき外交や経済の戦略については混乱が生じた²。

Brexit とも言われる EU 離脱が決定した後、イギリス政府が外交方針として掲げたのが「グローバル・ブリテン」のコンセプトである³。これはイギリス政府の、EU 離脱後もイギリスが世界の変化に適応し、国際外交のプレイヤーであり続け、イギリスが今後数年間世界に関与しなくなるとの見方を否定するとの決意を端的に表したものである⁴。以下ではイギリス議会下院の外交委員会（以下、下院外交委とする）の報告書を参照しながらグローバル・ブリテンの形成を論じる。

グローバル・ブリテンに関する演説は2016年からテリーザ・メイ首相や外相によって複数回なされている⁵。報告書であげられたメイ首相の演説を参照すると、以下のような主張が見られる。

¹ スティーブン・デイ、カ久昌幸『「ブレグジット」という激震——混迷するイギリス政治——』、ミネルヴァ書房、2021、p.2

² 秋元千明『復活！日英同盟 インド太平洋時代の幕開け』、CCC メディアハウス、2021、p.78 に、イギリスの EU 離脱と外交について「突然、なんの前触れも準備もなく、国民投票という形で雰囲気押し流されるように決定してしまったので、予想外の大混乱に陥り」との記述がある。

³ House of Commons Foreign Affairs Committee, Global Britain, 2018, p.5
URL : <https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmcaff/780/780.pdf>
最終参照日：2023/01/23

⁴ House of Commons Foreign Affairs Committee, op. cit., 2018, p.19

⁵ House of Commons Foreign Affairs Committee, op. cit., 2018, p.6

I want us to be a truly Global Britain – the best friend and neighbour to our European partners, but a country that reaches beyond the borders of Europe too. A country that goes out into the world to build relationships with old friends and new allies alike.⁶

メイのこの「古くからの友とも新たな同志国とも同様に関係を築くために世界へ踏み出していく国」との表現に代表されるように、EU 諸国との関係や協調を保ちつつ、ヨーロッパに留まらず世界での影響力増大を目指していることを示唆していた。

また政府のインド太平洋地域への関心もこの時期から表れていた。イギリス外務省が報告書に先立って下院外交委に提出したグローバル・ブリテンについてのメモランダム⁷では、国際経済と国際政治の影響力のある 3 つの地域としてアメリカ、ヨーロッパとその近隣諸国、インド太平洋地域、を挙げている⁸。そしてこれらの地域で影響力を維持することがグローバル・ブリテンの成功に必要であるとしている⁹。またインド太平洋地域への関心は当時外相だったボリス・ジョンソンも言及している。2016 年 12 月の演説でジョンソンは NATO への貢献の意志を示すのに続けて次のように述べている。

But, as Global Britain our range is not confined to the immediate European hinterland as we see the rise of new powers. It is right that we should make a distinctive approach to policy-making as regards China and East Asia. / Our approach in that region must go beyond the quest for exports and commercial contracts, vital though they are. / The emerging balance of power system in Asia needs the influence of friendly countries – with our emphasis on the rules-based system - in order to reduce the risk of miscalculation and unwanted confrontation.¹⁰

⁶ Prime Minister's Office, The government's negotiating objectives for exiting the EU: PM speech, 2017/1/17

URL : <https://www.gov.uk/government/speeches/the-governments-negotiating-objectives-for-exiting-the-eu-pm-speech>

最終参照日 : 2023/01/23

⁷ House of Commons Foreign Affairs Committee, op. cit., 2018, p.19-28

⁸ House of Commons Foreign Affairs Committee, op. cit., 2018, p.21

⁹ 同上

¹⁰ Foreign & Commonwealth Office, Beyond Brexit: a Global Britain, 2016/12/2

URL : <https://www.gov.uk/government/speeches/beyond-brexit-a-global-britain>

最終参照日 : 2023/01/23

この発言の、イギリス外務省が中国を始めとした東アジア地域での貿易取引を重視しつつ、紛争回避のためのルールに基づく秩序の必要性を指摘している点に注目すべきである。前章でイギリスへの「FOIP」浸透を整理した際に述べたが、日英は2016年までの日英2+2にて法の支配や人権、開かれた透明性のある市場といった共通の価値に基づいて世界の平和と安定のために協力を深めるという目標を掲げ、関係を徐々に深めつつあった。この発言がNATOへのイギリスの貢献に続いていることを考慮すれば、この発言の冒頭の“our range”はイギリスの安全保障分野での貢献の範囲のことと考えられる。よってこの発言全体が、演説のあった2016年12月までに南シナ海の岩礁を埋め立て、国際仲裁裁判所の司法判断を無視した中国を牽制するイギリスの意志を含んでいると言える。このようにグローバル・ブリテンが形成されつつある段階から、イギリスは日本の「FOIP」に近い考えを有していた。

当初から東アジア地域を念頭に置いていたグローバル・ブリテンだったが、その具体的な政策は曖昧であった。下院外交委は報告書の中で、どの大臣も下院外交委の照会に対してグローバル・ブリテンの定義的な説明を与えることができなかった¹¹とし、そのうえ、イギリス外務省のグローバル・ブリテンの説明を「ほとんど既存の政策の継続に過ぎず、構想の幅の広さは優先順位をはっきりつけていないことを意味する」¹²と批判している。

当初曖昧な状態だったイギリスの外交構想の議論はここでいったん停滞する。2018年からは第二段階となるEUとの厳しい離脱交渉が行われていた¹³。また同年後半からメイ首相は離脱協定案に対する与党保守党の反発や議会の不支持に遭い、2019年7月に辞任した¹⁴。議論が進展したのは、後任のボリス・ジョンソン首相が総選挙に勝利してEU離脱協定法案の議会での可決・成立を実現し、イギリスのEU離脱手続きが落ち着いた¹⁵2020年後半以降だった。

第2節：Brexitの完了後のグローバル・ブリテンの具体化

前節で述べたような日本政府からの働きかけののち、グローバル・ブリテンが具体化されたのは2020年10月から2021年春にかけてであった。2020年10月にイギリスの新た

¹¹ House of Commons Foreign Affairs Committee, op. cit., 2018, p.7 に、“No minister during our inquiry was able to give the Committee a definitive explanation of ‘Global Britain’” とある。

¹² House of Commons Foreign Affairs Committee, op. cit., 2018, p.11

¹³ デイ、力久、前掲書、2021、p.108

¹⁴ 同上、p.110

¹⁵ イギリスが正式にEUを離脱したのは2020年1月31日で、2020年いっぱい移行期間とされた。

な外交政策についての下院外交委からの報告書「A brave new Britain? The future of the UK's international policy」¹⁶(以下、2020年の報告書とする)が発表され、翌年1月にはこれに対する政府からの返答¹⁷が発表された。翌月初めには4回目となる日英2+2が開催され¹⁸、そのまた翌月の2021年3月にはイギリス政府から今後のイギリスの外交・経済・安全保障について述べた「統合レビュー」¹⁹が発表された。この時期にどのような外交が構想されるは日本外交とどれほど類似したものだったのかを推測する。

はじめに、2020年の報告書を見る。報告書では現状認識として、権威主義体制国家との価値観をめぐる争いが激化している点、イギリスの外交が自信や明確さを欠いている点を挙げたうえで、外交政策としてインド太平洋への傾斜を明確化すること及びヨーロッパとの連帯を維持するための新たな方法を示すこと、経済外交を筋が通ったものとする、紛争解決や仲裁、同志国との弱いつながりの確認・確保を進めることなどを要求している。これに対しイギリス政府はどう返答したか。政府は下院外交委の権威主義体制国家との価値観をめぐる争いが激化しているとの現状認識を認めたとうえで、「国際社会において中国は経済力や影響力を有する影響力の大きいメンバーであり、英中が協調する機会も幅広くある」²⁰と中国と協調する道筋も含めて述べており、中国との対立色を強調した下院外交委との主張とは一線を画している。この姿勢は日本が「FOIP」の修正過程でたどったような過度な

¹⁶ House of Commons Foreign Affairs Committee, A brave new Britain? The future of the UK's international policy, 2020

URL : <https://committees.parliament.uk/publications/3133/documents/40215/default/>

最終参照日 : 2023/01/23

¹⁷ House of Commons Foreign Affairs Committee, A brave new Britain? The future of the UK's international policy: Government Response to the Committee's Fourth Report, 2021

URL : <https://committees.parliament.uk/publications/4225/documents/43246/default/>

最終参照日 : 2023/01/23

¹⁸ 外務省「第4回日英外務・防衛閣僚会合(「2+2」)」、2021/2/3

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000417.html

最終参照日 : 2023/01/23

¹⁹ Her majesty's Government, Global Britain in a competitive age The Integrated Review of Security, Defence, Development and Foreign Policy; 2021,

URL :

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/975077/Global_Britain_in_a_Competitive_Age_the_Integrated_Review_of_Security_Defence_Development_and_Foreign_Policy.pdf

最終参照日 : 2023/01/23

²⁰ House of Commons Foreign Affairs Committee, op. cit., 2021, p.2

対立を抑えるべく可能な分野では協力を図る姿勢と同様であり、また協力できる分野の筆頭として貿易の拡大を挙げている²¹ことも経済的繁栄の追求のためにインフラ整備の推進を打ち出した「FOIP」²²と類似している。

続いて2021年2月の日英2+2とその翌月にイギリス政府が出した統合レビューを分析する。既に第3章でふれたように、第3回と比較してこの第4回日英2+2の成果文書では両国間の関係性についての表現が両国の共有する核心的な価値にも言及したより深いものとなっていたことが確認された。また2+2の意味合いであるが、実施時期が上述の2020年の報告書への返答発表から1か月後、イギリスの外交方針を示す統合レビュー発表の1か月前に行われていることから、今後の外交方針についてイギリス側から共有がなされたと考えるのが自然である。そこで以下では第4回2+2の合意文書と統合レビューの内容の異同を確認し、日英が外交安全保障の分野でどれほど足並みを揃えていたかを確認する。

最初に、第4回日英2+2の共同声明はどのような主張をとったかを確認する。大前提として、この共同声明でも第3回と同様「FOIP」への言及がなされている。その下で四大臣は、経済的手段を含む地域の他者への威圧の試みへの反対、自由貿易の推進、海洋安全保障等での協力、防衛装備・技術協力、開発途上国での能力構築やインフラ投資への取り組み、サイバー空間へのコミットメント、G7やCOP26及びASEANといった国際枠組みへの協力と推進に合意している²³。

では統合レビューではどのような主張がなされたか。まずイギリス政府のインド太平洋及び中国への認識について確認する。イギリス政府のインド太平洋地域及び中国についての認識を端的に表すのが、「政府の2030年に向けた長期アプローチ（The Government's long-term approach to 2030）」²⁴との小見出しの直後にある以下の記述である。

we will need a long-term strategic approach – combining all the instruments available to government – that continues to adapt to a changing international environment. This is a context defined by: **geopolitical and geoeconomic shifts**, such as China's increasing international assertiveness and the growing importance of the Indo-Pacific; **systemic competition**, including between states, and between democratic and authoritarian values and systems of government; **rapid technological change**; and **transnational challenges**, such as climate change, biosecurity risks, terrorism and SOC. ²⁵ (強調原著)

²¹ Ibid., p.2

²² 本論文の第2章第4節を参照のこと。

²³ 外務省、前掲文書、2021

²⁴ Her majesty's Government, op. cit., 2021, p.17

²⁵ Ibid., p.17

即ちイギリス政府は、変化している国際環境に適応し続けるような長期的な戦略が必要と考えており、このような変化をもたらすものの筆頭として中国の国際的な訴求力の増大やインド太平洋地域の重要性の高まりのような地政学的・地経学的な変化をあげている。この一文だけでもイギリス政府が中国及びインド太平洋地域を注視していることが明らかにされる。なかでも中国に関しては、軍事力の近代化とインド太平洋地域内外における国際的な訴求力の成長がイギリスの国益に増大するリスクを課すとして特に警戒を表している²⁶。またこの地政学的・地経学的な変化に続けて民主主義と権威主義との統治体制をめぐる競争、技術変革、国際課題を挙げており、これらを見据えて戦略を形成していることが読み取れる。

その上で第4回日英2+2での合意内容のうち、自由貿易の推進²⁷、海洋安全保障での協力²⁸、技術協力²⁹、サイバー関連を中心とした開発途上国での能力構築³⁰、サイバー空間へのコミットメント³¹、国際枠組みへの協力と推進³²については同様の主張が統合レビュー内で確認できた。一方で経済的手段を含む地域の他者への威圧の試みについての言及は発見できなかった³³。このことから日英は多くの点で外交の足並みを揃えており、2+2の共同声明が主張するように共通の価値観を有していると考えられる。

なお統合レビュー内で直接の言及が見られなかった経済的手段を含む地域の他者への威圧の試みについては、2022年12月に下院外交委から発表された統合レビューの見直しについての報告書³⁴のなかで言及が見られる。この報告書の中ではロシアのウクライナ侵攻の長期化から生じる食料や燃料の調達問題にもふれながら³⁵、相互依存的で競争的な中国との

²⁶ Ibid., p.29

²⁷ Ibid., p.14

²⁸ Ibid., p.66

²⁹ Ibid., p.6

³⁰ Ibid., p.18-9

³¹ Ibid., p.18-9

³² Ibid., p.14

³³ 統合レビューのPDFファイルのなかで威圧を意味する単語“coercion”及び経済の武器化の文脈で用いられる単語“weaponisation”を検索したが、日英2+2と同様の文脈での用例は発見できなかった。

³⁴ House of Commons Foreign Affairs Committee, Refreshing our approach? Updating the Integrated Review, 2022
URL : <https://committees.parliament.uk/publications/33283/documents/180231/default/>
最終参照日 : 2023/01/23

³⁵ Ibid., p.4

関係において、サプライチェーンの武器化に耐えられるようになればグローバルプレイヤーとしてより効果的な存在になれると主張している³⁶。この点からも、日本とイギリスの間で共有された懸念がイギリス議会の議論になんらかの影響を与えた可能性が指摘できる。

第3節：グローバル・ブリテンの具体化への日本の働きかけ

当初曖昧だったグローバル・ブリテンの具体化に日本はどのような貢献をしたのだろうか。ここでは日本政府からイギリス政府への働きかけや、イギリス政府の「FOIP」への理解・協調がどの時期に進展したのかを考察する。

第3章であげた2017年8月の日英首脳会談以降、日本とイギリスの二国間関係がさらなる進展を見せたのは2019年1月以降の時期であった。2019年1月に当時の安倍首相が訪英し日英首脳会談が開催され³⁷、日英共同声明³⁸が採択された。この6ページにわたる文書では、「日英関係が次の段階に引き上げられたことを確認」³⁹し「FOIP」の維持のために両国で協力するとされている。この「引き上げられた」という完了形の表現は、日英両国が関係を深める段階から、具体的な協力の内容を検討する段階に進んだことを示唆しているといえる⁴⁰。また文書の小見出しからは、日英がインド太平洋地域において連結性及び安全保障の強化、経済的パートナーシップの強化、イノベーションと成長の促進の3点を重視していることが読み取れる。

翌月には、内閣総理大臣補佐官2名及び関係省庁局長級職員の出席の下で「自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた欧州との協力のための関係省庁会議」が開催された⁴¹。この会議では上述の訪英のフォローアップとして、インド太平洋地域での日英協力を強化

³⁶ Ibid., p.14

³⁷ 外務省「メイ英国首相主催昼食会及び日英首脳会談」、2019/1/10

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page6_000247.html

最終参照日：2023/01/23

³⁸ 外務省「日英共同声明」、2019

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000436826.pdf>

最終参照日：2023/01/23

³⁹ 同上、p.1

⁴⁰ 英語版の日英共同声明でも“we confirm that UK-Japan relations have been elevated to the next level”と現在完了形が用いられている。

(Ministry of Foreign Affairs of Japan, UK-Japan Joint Statement, 2019)

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000436675.pdf> 最終参照日：2023/01/23)

⁴¹ 外務省「『自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた欧州との協力のための関係省庁会議』の開催」、2019/2/20

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page4_004761.html

最終参照日：2023/01/23

するための政府一体となった取り組みを推進することと「英国との協力強化のための取組の更なる具体化・拡充に向けて、今後、海洋安全保障、質の高いインフラ、5Gのサイバー・セキュリティ等について更に議論を行っていくこと」⁴²が確認されたとされている⁴³。

ここから、海洋安保、インフラ投資、サイバーセキュリティの3つの政策が「FOIP」のもとでの日英両国の具体的な政策として検討されていたことが読み取れる。なおこの会議が内閣総理大臣補佐官2名のもとで開催されていることはこの会議および日英の外交関係の意義の大きさを示している。またこの会議についてのウェブページが外務省ウェブサイトの英国に関する過去の外交トピックスのページに掲載されている⁴⁴ことは、この会議が日英外交を主眼に据えていることを示している。

この節でここまで確認したことと、第3章第1節で確認したように「FOIP」の実現に向けた取り組みの内容は国ごとの関心や能力に合わせていたことをふまえると、日英両国は「FOIP」の推進への同意の下、海洋安保、インフラ投資、サイバーセキュリティの3つの取り組みを推進する方針となったことが分かる。では、これらの3つの主要な取り組みは日英のどちらの側から提示されたものなのだろうか。続いて以下及び第3節では3つの主要な取組が日英どちらによって提唱されたかを検証し、そこから日本及び「FOIP」の枠組みがイギリスの外交政策に与えた影響の度合いを考察する。

まず一つ目の海洋安全保障について。こちらは日本側が主導したと考えられる。第2章で確認したように、中国は2010年頃から尖閣諸島沖漁船衝突事件や南シナ海での人工島の造成に象徴されるような海洋進出を強めていた。日本は2013年頃から2016年にかけて海上保安庁の「尖閣専従体制」を整えた⁴⁵ように対処を進めていたが、2015年11月のイギリスの国家安全保障戦略文書⁴⁶では、中国政府とすべての面で賛成できるとは期待していない

⁴² 同上

⁴³ 同上

⁴⁴ 外務省「英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国） アーカイブ（過去のトピックス）」>「平成31年／令和元年」、2022

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/bn.html>

最終参照日：2023/01/23

⁴⁵ 日本経済新聞「尖閣領海の警備、専従体制整う 海保が巡視船12隻配備完了」、2016/4/4

URL：https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG03H69_U6A400C1CC0000/

最終参照日：2023/01/23

⁴⁶ Her majesty's Government, National Security Strategy and Strategic Defence and Security Review 2015 A Secure and Prosperous United Kingdom, 2015

URL：

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/478933/52309_Cm_9161_NSS_SD_Review_web_only.pdf

と前置きしつつも “our aim is to build a deeper partnership with China, working more closely together to address global challenges”⁴⁷ とし、中国との協力関係の深化をうたっている。しかしこの文書の発表から約2か月後の2016年1月に行われた第2回日英2+2では共同声明の中で東シナ海及び南シナ海の状態への懸念及び現状を変更し緊張を高め得るような大規模な埋立て等の行動への反対が表明されている⁴⁸。中国との協力を推進する戦略が発表された直後に日本周辺地域での中国の現状変更に対して暗に反対する声明を共同で発出できたこと、及び日本周辺海域でのイギリスからの協力を引き出している現状を鑑みれば、この政策分野では日本がイギリスに働きかけ協力を引き出した可能性があると言える。しかしながらここに「FOIP」はどれほど貢献しているだろうか。上記一連の流れは「FOIP」が提唱される2016年8月以前の出来事であるから、この分野でのイギリスの協力の確保は日本外交の成果であっても「FOIP」の成果とは言えない。

ただ、前節で述べたイギリス政府の統合レビューの中では、将来の開かれた国際秩序を形成する戦略を広める戦略として、2ページにわたってインド太平洋地域での戦略枠組みが述べられている⁴⁹。特に海洋安全保障では “Much of the UK’s trade with Asia depends on shipping that goes through a range of Indo-Pacific choke points. Preserving freedom of navigation is therefore essential to the UK’s national interests.”⁵⁰ と、自由な貿易の確保を背景とした航行の自由の保護をうたっている。これは第2章第4節で述べた修正後の「FOIP」の①法の支配等、航行の自由、自由貿易等の普及・定着 と親和性が高い。ここから「FOIP」は日英がインド太平洋地域での海洋安全保障の確保で協同するにあたっての土台を提供しているといえる。

次いで二つ目のインフラ投資について。こちらは日本側が主に提案したものと考えられる。上述の2019年1月の日英共同声明では次のような記述がある。

ルールに基づく国際秩序を支持し、より連結されたインド太平洋地域を発展させていく。この目的のため、また、自由で開かれたインド太平洋に貢献するため、我々は、…〔中略〕…国際スタンダードにのっとった質の高いインフラ投資を支える第三国との協力や民間セクターの関与を含む政府間協力を強化する⁵¹

最終参照日：2023/01/23

⁴⁷ Ibid., p.58

⁴⁸ 外務省「第2回日英外務・防衛閣僚会合共同声明（仮訳）」、2016

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000123079.pdf>

最終参照日：2023/01/23

⁴⁹ Her Majesty’s Government, op. cit., 2021, p.66-7

⁵⁰ Ibid., p.66

⁵¹ 前掲文書、外務省、2019、p.1

この記述から日本の質の高いインフラ投資は中国のいわゆる債務の罣への対応を意識したものである。一方でイギリスの統合レビューで英単語“infrastructure”を検索すると、この単語が記載されている18箇所のうち「質の高いインフラ」について言及した箇所はインド太平洋地域における債務国が返済可能な資本の提供といった形でのODA支援を表明した1箇所⁵²のみである。むしろこの単語はサイバー環境の整備やイギリス国内の重要インフラの整備・防護の文脈の中で多く用いられている。これらから、日英両国はインフラの重要性は認識しつつもそれぞれが注力すべきと考える分野は異なっており、日本の「質の高いインフラ」に関する働きかけはイギリスに理解を示されながらもその外交に与えた影響は限定的であったと読み取れる。

最後に三つ目のサイバーセキュリティについて。この分野では両国の働きかけの差異は大きくは見られなかったが、「FOIP」が日英関係に与えた影響は大きくはないものと見積もられた。この論文ではこれまでに日本の「FOIP」提唱の流れを確認してきたが、その中で日本側からのサイバーセキュリティの重要性の指摘は明確には見られなかった。「FOIP」提唱以前の外交をまとめた2016年発行の日本の外交青書を確認すると、サイバー攻撃やサイバー犯罪の地理的制約を受けない特徴もあり、日本政府は「FOIP」提唱以前から米英仏豪印やEU、NATO、ASEANといった様々な国と協議を実施するなど協力を開始していたことがわかる⁵³。最近の外交青書ではサイバー分野での協力関係が「自由で開かれた安全なサイバー空間」⁵⁴という「FOIP」の考え方に基づく形での説明も見受けられるが、この分野での協力が「FOIP」の浸透の影響で深まったとまでは言えない。

一方イギリスも以前からこの分野への関心を強く示している。「FOIP」提唱以前の2015年の国家安全保障戦略文書では110回、2021年の統合レビューでは156回“cyber”の単語を用いている⁵⁵ほか、後者では3ページ弱にわたってサイバー戦略を述べている。また統合レビューの冒頭で自国を「世界で3番目の、防衛・諜報…〔中略〕…分野で世界一のサイバー国家（3rd most powerful cyber nation in the world, ranking top in defence, intelligence, norms and offensive capabilities）」⁵⁶としていることや、イギリスが英語圏5か国からなる機密情報共有枠組み「ファイブ・アイズ」の一員であることから、イギリスもサイバー分野での取り組みは既に自発的に行っており、日本へのこの分野での影響力も相対的に強いといえる。統合レビューの中の「自由で開かれた、平和で安全なサイバー空間を推進する

⁵² Her majesty's Government, op. cit., 2021, p.67

⁵³ 外務省『平成28年版 外交青書』、2016、p.129

⁵⁴ 外務省『令和4年版 外交青書』、2022、p.163

⁵⁵ なお令和4年版外交青書（URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100334590.pdf>、最終参照日：2023/01/23）における単語「サイバー」の使用回数は59回である。

⁵⁶ Her majesty's Government, op. cit., 2021, p.9

（“promote a free, open, peaceful and secure cyberspace”）」⁵⁷との記述から、イギリスが「FOIP」の考え方に基づくサイバー空間の確保に同意していること、及び「FOIP」が日英間のサイバー協力を支えるものとして機能していることが推察できるが、「FOIP」の影響はこのような、一つ目として既に述べた海洋安全保障と同様の日英共通の土台としての役割に留まっていると考えられる。

ここまで、「FOIP」のもとでの日英両国の具体的な政策として検討がなされた3つの政策が日英どちら側の影響によってもたらされたのかを検証した。「FOIP」は海洋安全保障、質の高いインフラ、5Gのサイバーセキュリティの3つの分野のうち、海洋安保及びサイバーセキュリティの分野で両国の協力のための認識の土台を提供したことが確認できた。

この章で確認したことを総括する。この章では、イギリスの外交政策の具体化の過程を整理し、その上で「FOIP」がイギリスの政策にどの程度影響を与えたかを述べてきた。第1節では、EU離脱派が国民投票で勝利する以前から日本と関係を深めていたイギリスが、グローバル・ブリテンを打ち出した直後から、中国の海洋進出を念頭に置きながら東アジア地域への関与とそこにおける法の秩序の重視を打ち出していたことが確認できた。第2節ではEU離脱完了後にイギリスの外交政策を具体化させたこと、具体化の中で「FOIP」も経たような中国との過度な対立を抑えながらも価値観を前面に押し出す動きがみられたこと、イギリスの外交方針を示した統合レビューと日英2+2の共同声明の内容との間に共通点が多くあることが確認できた。また、中国の経済を威圧の手段とすることに備える動きが日英2+2からイギリス下院の報告書へと伝播する流れも観測できた。第3節では日本がイギリスとともに推進するとした3つの外交政策が、日英どちらの側から提唱されたのかと両国でどれほど協力して政策に取り組んでいるかの二点から考察し、「FOIP」が海洋安全保障とサイバーセキュリティの分野で日英間の認識の土台になっていることを指摘した。

以上より「FOIP」は、イギリスの外交政策や戦略の際に「自由で開かれた」との表現を盛り込むなかで問題認識そのものにも部分的に影響を与えているが、「FOIP」に基づいてイギリス側が新たな政策を打ち出したことは確認できなかった。むしろ日英両国が、「自由で開かれた世界」や「法の秩序」といった価値に向けて合意したうえで個々の外交政策を打ち出していることを示し確認し合うことで、両国の外交政策や取り組みを安定化させる基盤としての役割を果たしているといえる。

⁵⁷ Ibid., p.41

終章 総括と課題

この章では、これまでに述べたことを総括したうえで、この論文の意義と限界、及び今後の展望を述べる。

第1節：主張の総括

ここでは改めて、これまでに述べてきたことを整理する。この論文では、イギリスの外交政策に「FOIP」が及ぼした影響を明らかにすることを目指した。

第1章では、これまでの日本外交の歩みを整理した。戦後、戦争被害の補償をめぐる交渉を進めながら経済成長を遂げた日本は経済外交を展開、1970年代後半以降に福田は東南アジア地域の平和と繁栄の構築への寄与を志向して日本の対東南アジア外交の基礎を築き、大平は総合安全保障の考え方を打ち出して経済だけに頼らない外交を志向した。冷戦終結後、日本は日米安保を再定義してアジア太平洋地域全体への貢献と、狭義の安全保障に留まらない多様な問題への対処を打ち出し、日本の安全保障面での外交的貢献を可能とし、その貢献の範囲を徐々に国連の中から外へ拡大した。並行して日本は「FOIP」にも共通する価値観外交を展開して地域の安定化を図り、また ARF やアジア通貨危機の経験を通して地域の外交枠組みの限界を理解した。

第2章では「FOIP」の形成から受容までを整理した。中国の1970年代以降の軍事力等を用いた強硬な主張と2010年以降の軍事力増強から、中国を警戒する見方が日米や東南アジア地域で存在した。安倍の当初の外交構想は中国と対立的だったが、周辺諸国の理解を得ようとする中でQuadから「FOIP」へと変化した。さらにこの論文では米IPSとしたアメリカのインド太平洋戦略の登場を受けて、インフラ投資を重視する「FOIP」が派生した。

第3章では「FOIP」が直接対象にはしていなかったヨーロッパへの「FOIP」の広がり方を確認した。諸外国に対する「FOIP」の理解を得るための説明は事務方が「FOIP」への理解を広げていること、対中姿勢に差がある各国に合わせた形で「FOIP」の具体化を進めていること、イギリスが日本との関係を深める一方フランスは「FOIP」を日本と共に進めようとしていることを整理した。

第4章ではイギリスの外交政策への「FOIP」の影響を考察した。イギリスは国民投票によって突如もたらされた新たな外交政策の形成に際し、その初期段階から東アジア地域への関与を打ち出していたこと、EU 離脱交渉完了後にイギリス政府の外交政策が具体化し、日本と同様に中国との過度な対立を抑えながら自国の価値観を主張していることが確認できた。また日本が対イギリス外交で重視した3つの外交政策が日英どちらの側から提唱されたかを検証し、「FOIP」それ自体はイギリスの外交政策を新たに形成することはなかったものの、日英間の外交的取り組みを安定化させていることを確認した。

以上より、次のことが主張できる。日本の「FOIP」は日本と協働する相手国との間で、相手国の立場や能力に合わせた外交政策を通じての共通の価値観の追求を可能にした。こ

れにより、東南アジアからヨーロッパ諸国までの幅広い国から「FOIP」への理解を取りつけることができた。また「FOIP」の下での幅広い外交政策・協力の背景には、日本が安全保障の分野で取り得る外交・安全保障政策の選択肢が平和安全法制の整備を通して拡大したことがあった。

「FOIP」がヨーロッパ諸国から賛同を受けた背景としては、他国への説明を事務方が主体となって行い、各国ごとに可能な協力を実務レベルで調整したことが挙げられた。またイギリスとの間では、共通の価値観に基づいていることを示すキーワードとして、「FOIP」提唱以前からイギリスが関心を抱いていた政策分野への貢献をより確実なものとする働きを担っていることが明らかとなった。

第2節：この研究の限界と今後の展望

この研究では日英の外交上のやりとりを主にイギリス政府及びイギリス下院外交委の報告書、日英 2+2 の共同宣言を中心とした外交史料から読み解いた。しかしながら外交の場では外相会談、事務レベル協議など、他にも様々な枠組み・レベルでのやりとりが行われている。また周辺諸国や多国間の協力枠組み、国際組織といった日本以外の主体や制度もイギリスの対インド太平洋外交に影響を与えていることが予想される。「FOIP」にとどまらない日英の外交的なやりとり・影響力の行使の全体像を解明するにあたっては、視野を広げてより多くの外交史料から総合的な流れを読み解く必要があると考えられる。この論文では深くは扱わなかった、フランスを始めとした他のヨーロッパ諸国を始めとした国々に日本の「FOIP」が与えた影響についてもさらに調査・検証を行う余地がある。

またこの研究では「FOIP」の形成を日本が行ったものとしているが、この「FOIP」の形成にアメリカを始めとした周辺諸国が与えた影響もより深く検証する余地がある。日本と同盟を結ぶアメリカの日本外交への影響力は第1章の第3節以降の日米の交渉や協力の流れから明らかである。第2章第3節で述べたインド太平洋を重視する姿勢へのアメリカの同調と米IPSの提唱及びその後の日中関係の改善の流れの中での「FOIP」の修正、また第3章第2節で述べたヨーロッパ諸国への日本の働きかけや外交・安全保障政策の形成にアメリカが影響を与えた可能性は検証できていない。「FOIP」が日本と英仏豪をはじめとしたアメリカと同盟関係にある諸国をつなぐものの一面があることから、今後このことをより深く検証すべきと考えられる。

日英関係はこの論文の執筆中も進展を続けた。2022年12月の日英伊3か国での戦闘機の共同開発についての合意¹に続いて、この論文を上梓する直前の2023年1月には日英両

¹ ロイター通信「日英伊、次期戦闘機の共同開発で合意 2035年に配備開始」、2022/12/9
URL：<https://jp.reuters.com/article/japan-uk-italy-fighter-jet-idJPKBN2ST07E>
最終参照日：2023/01/23

首脳によって円滑化協定への署名がなされた²。日本が円滑化協定を締結するのはオーストラリアについて二か国目であり、日本にとってのイギリスの存在感の大きさを物語っている。今後も日英関係は安全保障協力をはじめとした各分野で進展・深化を続けていくことが予想される。より適切な政策決定要因の理解や効果的な外交政策の立案・実施のため、日本とイギリスがどの程度外交政策を共有しているかや、誰がどのように外交政策の形成を行っているかを今後も検証し続ける必要があると考える。

「FOIP」を提唱した安倍は2022年7月8日、参院選を前に自民党候補者の応援演説をしていた最中に銃撃を受け殺害された。提唱者本人の死亡によりその浸透の経緯の解明が難しくなった外交構想について、微力ながら一考察を加えたことが今後の日本外交の形成・浸透に何らかの形で役立つことを望む。

² NHK「岸田首相 英スナク首相と首脳会談 『日英円滑化協定』に署名」、2023/1/12

URL：<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230111/k10013947121000.html>

最終参照日：2023/01/23

引用・参考文献一覧

- 相澤輝昭『『自由で開かれたインド太平洋(FOIP)』の変遷と展開』、『海洋政策研究』第15号、笹川平和財団海洋政策研究所、2021/3、p.1-36
- 秋元千明『復活！日英同盟 インド太平洋時代の幕開け』、CCCメディアハウス、2021
朝日新聞「英空母クイーン・エリザベス、米海軍横須賀基地に寄港 中国牽制か」、
2021/9/5
URL：<https://www.asahi.com/articles/ASP947H03P94ULOB002.html>
最終参照日：2023/01/23
- 朝日新聞「今後5年の防衛費、43兆円に増額 首相が指示、現行計画から大幅増」、
2022/12/5
URL：<https://www.asahi.com/articles/ASQD56H5CQD5UTFK00W.html>
最終参照日：2023/01/23
- 朝日新聞「南シナ海緊張 ベトナム漁船拿捕、中国の船員拘束続く」、2010/10/9
URL：<http://www.asahi.com/special/senkaku/TKY201010080536.html>
最終参照日：2023/01/23
- Abe Shinzo, Asia's Democratic Security Diamond, *Project Syndicate*, Dec. 27, 2012
URL：<https://www.project-syndicate.org/magazines/a-strategic-alliance-for-japan-and-india-by-shinzo-abe>
最終参照日：2023/01/23
- 井上正也「福田赳夫——『連帯』の外交——」、増田弘（編）『戦後日本首相の外交思想——吉田茂から小泉純一郎まで——』、ミネルヴァ書房、2016、p.245-67
- 岩沢雄司『国際条約集 2019年版』、有斐閣、2019
- NHK「岸田首相 英スナク首相と首脳会談 『日英円滑化協定』に署名」、2023/1/12
URL：<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230111/k10013947121000.html>
最終参照日：2023/01/23
- NHK「自由で開かれたインド太平洋 誕生秘話」、2021/6/30
URL：<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/62725.html>
最終参照日：2023/01/23
- NHK「対北朝鮮 どんな制裁が行われてきた?」、2017/12/24
URL：https://www3.nhk.or.jp/news/special/45th_president/articles/2017-1224-00.html
最終参照日：2023/01/23
- 大庭三枝「日本の『インド太平洋』構想」、『国際安全保障』、46:3、2018/12
- 大庭三枝「東アジア地域秩序の変容と地域統合の進展」『神奈川大学アジア・レビュー』
8、2021、p.78-83
- 大平正芳「平和国家の行動原則」『大平正芳全著作集 4』、2011、p.365-377

外務省『2017年版 開発協力白書』、2018

外務省「英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国） アーカイブ（過去のトピックス）」>「平成31年／令和元年」、2022

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/bn.html>

最終参照日：2023/01/23

外務省「英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）」の中の「トピックス」>「安全保障」、2022、

URL：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/index.html#:~:text=%E5%AE%89%E5%85%A8%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E3%83%88%E3%83%94%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B9-,%E6%97%A5%E8%8B%B1%E5%A4%96%E5%8B%99%E3%83%BB%E9%98%B2%E8%A1%9B%E9%96%A3%E5%83%9A%E4%BC%9A%E5%90%88,-%EF%BC%88%E3%80%8C2%EF%BC%8B2%E3%80%8D%EF%BC%89%EF%BC%89>

最終参照日：2023/01/23

外務省「外交青書・白書」、2022

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>

最終参照日：2023/01/23

外務省「(仮訳)安全保障協力に関する日英共同宣言」、2017

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000285661.pdf>

最終参照日：2023/01/23

外務省「(仮訳)第3回日英外務・防衛閣僚会合 2017年12月14日 共同声明」、2017a

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000317793.pdf>

最終参照日：2023/01/23

外務省「北朝鮮関連船舶による違法な洋上での物資の積替えの疑い」、2022/10/31

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page4_003679.html

最終参照日：2023/01/23

外務省「G7首脳コミュニケ」、2022、p.18

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376624.pdf>

最終参照日：2023/01/23

外務省「自由で開かれたインド太平洋の基本的な考え方の概要資料」、2018

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430631.pdf>

最終参照日：2023/01/23

外務省「『自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた欧州との協力のための関係省庁会議』の開催」、2019/2/20

URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page4_004761.html

最終参照日：2023/01/23

外務省『昭和 32 年版 わが外交の近況』1号、1957

外務省「『瀬取り』対処に際しての日英連携」、2019/4/6

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000577.html

最終参照日：2023/01/23

外務省「『瀬取り』を含む違法な海上活動に対するカナダ及びオーストラリアによる警戒監視活動」より「[参考] 関係国による警戒監視活動」、2019/8/22

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007726.html

最終参照日：2023/01/23

外務省「『瀬取り』を含む違法な海上活動に対するドイツによる警戒監視活動」、2021/11/5

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000627.html

最終参照日：2023/01/23

外務省「第 2 回日英外務・防衛閣僚会合共同声明（仮訳）」、2016

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000123079.pdf>

最終参照日：2023/01/23

外務省「第 22 回日 ASEAN 首脳会議」、2019/11/4

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page4_005435.html

最終参照日：2023/01/23

外務省「第 3 回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）」、2017

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page4_003549.html

最終参照日：2023/01/23

外務省「第 3 回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）」、2017

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/fr/page11_000033.html

最終参照日：2023/01/23

外務省「第 4 回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）」、2021/2/3

URL : https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000417.html

最終参照日：2023/01/23

外務省「第 4 回日仏外務・防衛閣僚会合共同発表」、2018

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000328767.pdf>

最終参照日：2023/01/23

外務省「第 6 回日仏外務・防衛閣僚会合 共同声明（2022年1月20日、オンライン形式）」、2022

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100292463.pdf>

最終参照日：2023/01/23

外務省「日 ASEAN 友好協力 45 周年記念・第 21 回日 ASEAN 首脳会議共同声明（仮訳）」、2018

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000420504.pdf>

最終参照日：2023/01/23

- 外務省「日英伊三か国首脳による次期戦闘機共同開発の公表」、2022/12/9
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page6_000789.html
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日英外務・防衛閣僚会合 2015 年 1 月 21 日 共同声明（仮訳）」、2015
URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000066164.pdf>
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日英外務・防衛閣僚会合 共同声明（仮訳）」、2021
URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100145304.pdf>
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日英間の防衛装備品等の共同開発等に係る枠組み及び情報保護協定の署名」、
2013
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page11_000022.html
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日英共同声明」、2019
URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000436826.pdf>
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日英共同ビジョン声明」、2017
URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000285774.pdf>
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日・英物品役務相互提供協定の署名」、2017
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004207.html
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日豪円滑化協定の署名」、2022
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page4_005481.html
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日独外務・防衛閣僚会合（『2+2』）」、2021
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009040.html
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日独外務・防衛閣僚会合（『2+2』）」、2022
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/de/page4_005701.html
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日独次官級外務・防衛当局間協議の開催（結果）」、2018
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006899.html
最終参照日：2023/01/23
- 外務省「日仏共同声明 安全保障・成長・イノベーション・文化を振興するための『特別なパートナーシップ(partenariat d'exception)』」、2013
URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000006048.pdf>

最終参照日：2023/01/23
外務省「日・仏物品役務相互提供協定（日仏 ACSA）の効力発生のための通告」、2019
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007458.html
最終参照日：2023/01/23
外務省「日米豪印」、2022
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1_001173.html
最終参照日：2023/01/23
外務省「日米首脳ワーキングランチ及び日米首脳会談」、2017/11/6
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4_003422.html
最終参照日：2023/01/23
外務省「日本国外務大臣及び防衛大臣とフランス共和国外務大臣及び国防大臣との間の共同発表」、2014
URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023692.pdf>
最終参照日：2023/01/23
外務省「日本国外務大臣及び防衛大臣とフランス共和国外務大臣及び国防大臣との間の共同発表」、2017
URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000216550.pdf>
最終参照日：2023/01/23
外務省「二つの海の交わり」、2007
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/19/eabe_0822.html
最終参照日：2023/01/23
外務省『平成 19 年版 外交青書』、2007
外務省『平成 26 年版 外交青書』、2014
外務省『平成 28 年版 外交青書』、2016
外務省『平成 29 年版 外交青書』、2017
外務省「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の発効」、2016
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003989.html
最終参照日：2023/01/23
外務省「メイ英国首相主催昼食会及び日英首脳会談」、2019/1/10
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page6_000247.html
最終閲覧日：2023/01/16
外務省『令和元年版 外交青書』、2019
外務省『令和 2 年版 外交青書』、2020
外務省『令和 4 年版 外交青書』、2022
外務省「連結性に関する第 2 2 回日 A S E A N 首脳会議共同声明（和文骨子）」、
2019/11/4

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000534744.pdf>

最終参照日 : 2023/01/23

加藤洋一「2 日本とアメリカ」、森本敏（編）『漂流する日米同盟 民主党政権下における日米関係』、海竜社、2010、p.130-48

Koga Kei, Japan's "Free and Open Indo-Pacific" Strategy: Tokyo's Tactical Hedging and the Implications for ASEAN, *Contemporary Southeast Asia*, 41: 2, 2019, p.286-313

古賀慶「日本の東アジア地域秩序構想——冷戦後における継続と変化——」、佐橋亮（編）『冷戦後の東アジア秩序：秩序形成をめぐる各国の構想』、勁草書房、2020、p.111-42

佐道明広「小泉純一郎——劇場型政治家の『決断』と『思想』——」、増田弘（編）『戦後日本首相の外交思想——吉田茂から小泉純一郎まで——』、ミネルヴァ書房、2016、p.409-31

産経新聞「共同訓練円滑化協定で大枠合意 日英首脳会談」2022/5/5

URL : <https://www.sankei.com/article/20220505-UGMWX3Q3SNPVPEWPAMSWE54TKI/>

最終参照日 : 2023/01/23

産経新聞「<独自>仏、共同訓練を円滑化 日本政府に協定締結打診 対中抑止の意志鮮明」、2022/12/5

URL : <https://www.sankei.com/article/20211205-O3IA75UI75I35LY7UY65JOJIHE/>

最終参照日 : 2023/01/23

産経新聞「仏陸軍、初めて日本で陸上演習 陸自、米海兵隊と共同訓練開始 中国の海洋進出を警戒」、2021/5/11

URL : <https://www.sankei.com/politics/news/210511/pl2105110034-n1.html>

最終参照日 : 2023/01/23

産経ニュース「南シナ海に戦闘機格納庫 中国の人工島、米報告書」、2017/6/7

URL : <https://www.sankei.com/photo/story/news/170607/sty1706070009-n1.html>

最終参照日 : 2023/01/23

自由民主党 政務調査会「普遍的価値に基づく国際秩序の維持・発展のための外交力の一層の強化を求める決議」、『政策特報』1643号、2022/6、p.47-51

首相官邸「安倍総理・所信表明演説～平成25年1月28日 第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説～」、2013

URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/183shoshinhyomei.html>

最終参照日 : 2023/01/23

首相官邸「国家防衛戦略」、2022

URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000119646.pdf>

最終参照日 : 2023/01/23

首相官邸「第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」、2018/1/22

URL : https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement2/20180122siseihousin.html

最終参照日 : 2023/01/23

鈴木早苗「ASEAN のインド太平洋構想 (AOIP) の策定過程」、2021、p.1-3

URL : <https://www.jiia.or.jp/research-report/indo-pacific-fy2021-02.html>

最終参照日 : 2023/01/23

スティーブン・デイ、カ久昌幸『「ブレグジット」という激震——混迷するイギリス政治——』、ミネルヴァ書房、2021

添谷芳秀『入門講義 戦後日本外交史』、慶應義塾大学出版会、2019

玉置敦彦「アメリカと冷戦後の東アジア秩序——1990年代の状況対応的政策とその帰結——」、佐橋亮（編）『冷戦後の東アジア秩序：秩序形成をめぐる各国の構想』、勁草書房、2020、p.19-47

中華人民共和国中央人民政府『the report to the 20th National Congress of the Communist Party of China』、2022

URL : <http://english.www.gov.cn/atts/stream/files/6357d404c6d028997c37ca9b>

最終参照日 : 2023/01/23

Department of foreign affairs, CHINA'S RECLAMATION ON MABINI REEF, 2014、

URL : <https://dfa.gov.ph/dfa-news/dfa-releasesupdate/2871-china-s-reclamation-on-mabini-reef>

最終参照日 : 2023/01/23

Trump White House Archive, A Free and Open Indo-Pacific, 2021

URL : <https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2021/01/O'Brien-Expanded-Statement.pdf>

最終参照日 : 2023/01/23

Trump White House Archive, “National Security Strategy of the United States of America”, 2017, p.45

URL : <https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905.pdf>

最終参照日 : 2023/01/23

内閣官房「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」、2014、

URL : <https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>

最終参照日 : 2023/01/23

内閣官房「国家安全保障戦略」2013

URL : <https://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-j.pdf>

最終参照日 : 2023/01/23

中島琢磨「佐藤栄作——ナショナル・プライドと外交選択——」、増田弘（編）『戦後日本
首相の外交思想——吉田茂から小泉純一郎まで——』、ミネルヴァ書房、2016、
p.177-99

NATO, NATO 2022 STRATEGIC CONCEPT, 2022

URL : https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/2022/6/pdf/290622-strategic-concept.pdf

最終参照日：2023/01/23

NATO, Relations with Asia-Pacific partners, 2022/7/12

URL : https://www.nato.int/cps/en/natohq/topics_183254.htm

最終参照日：2023/01/23

NATO, Relations with Japan, 2022/5/23

URL : https://www.nato.int/cps/en/natohq/topics_50336.htm

最終参照日：2023/01/23

日本経済新聞「自衛隊の米豪軍「防護」22件 昨年、月2回ペース」、2022

URL : <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA28BLR0Y2A120C2000000/>

最終参照日：2023/01/23

日本経済新聞「首相、『県外移設』を撤回 交渉に成算なく」、2010/5/4

URL : https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS04016_U0A500C1PE8001/

最終参照日：2023/01/23

日本経済新聞「尖閣領海の警備、専従体制整う 海保が巡視船12隻配備完了」、2016/4/4

URL : https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG03H69_U6A400C1CC0000/

最終参照日：2023/01/23

日本経済新聞「中国海軍、海自艦に射撃レーダー照射 威嚇目的か」、2013/2/5

URL : https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS0503X_V00C13A2MM8000/

最終参照日：2023/01/23

日本経済新聞「中国軍戦闘機、米軍偵察機に異常接近 東シナ海上空」、2016/6/8

URL : https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM08H3K_Y6A600C1000000/

最終参照日：2023/01/23

Her majesty's Government, Global Britain in a competitive age The Integrated Review of
Security, Defence, Development and Foreign Policy; 2021,

URL :

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/975077/Global_Britain_in_a_Competitive_Age-the_Integrated_Review_of_Security_Defence_Development_and_Foreign_Policy.pdf

最終参照日：2023/01/23

Her majesty's Government, National Security Strategy and Strategic Defence and Security

Review 2015 A Secure and Prosperous United Kingdom, 2015

URL :

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/478933/52309_Cm_9161_NSS_SD_Review_web_only.pdf

最終参照日：2023/01/23

Her Majesty's Government, Royal Navy vessel identifies evasion of North Korea sanctions, 2019/4/5

URL : <https://www.gov.uk/government/news/royal-navy-vessel-identifies-evasion-of-north-korea-sanctions>

最終参照日：2023/01/23

House of Commons Foreign Affairs Committee, A brave new Britain? The future of the UK's international policy, 2020

URL : <https://committees.parliament.uk/publications/3133/documents/40215/default/>

最終参照日：2023/01/23

House of Commons Foreign Affairs Committee, A brave new Britain? The future of the UK's international policy: Government Response to the Committee's Fourth Report, 2021

URL : <https://committees.parliament.uk/publications/4225/documents/43246/default/>

最終参照日：2023/01/23

House of Commons Foreign Affairs Committee, Global Britain, 2018

URL : <https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmffaff/780/780.pdf>

最終参照日：2023/01/23

House of Commons Foreign Affairs Committee, Refreshing our approach? Updating the Integrated Review, 2022

URL : <https://committees.parliament.uk/publications/33283/documents/180231/default/>

最終参照日：2023/01/23

Foreign & Commonwealth Office, Beyond Brexit: a Global Britain, 2016/12/2

URL : <https://www.gov.uk/government/speeches/beyond-brexit-a-global-britain>

最終参照日：2023/01/23

福永文夫「大平正芳——『平和国家』日本の創造——」、増田弘（編）『戦後日本首相の外交思想——吉田茂から小泉純一郎まで——』、ミネルヴァ書房、2016、p.269-89

船橋洋一『同盟漂流』、岩波書店、1997

Prime Minister's Office, The government's negotiating objectives for exiting the EU: PM speech, 2017/1/17

URL : <https://www.gov.uk/government/speeches/the-governments-negotiating-objectives-for-exiting-the-eu-pm-speech>

最終参照日：2023/01/23

古谷健太郎「中国の海上秩序への挑戦がもたらした海上保安庁のキャパビル（能力構築支援）の新たな役割」、笹川平和財団「国際情報ネットワーク分析 IINA」、2021

URL：https://www.spf.org/iina/articles/furuya_05.html

最終参照日：2023/01/23

防衛省『国家安全保障戦略』2022

URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/pdf/security_strategy.pdf

最終参照日：2023/01/23

防衛省『令和4年版 防衛白書』、2022

URL：<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2022/html/nt110000.html>

最終参照日：2023/01/23

防衛省・自衛隊「多角的・多層的な安全保障協力」より「各国との防衛協力・交流」> 「英国」

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/euro/uk.html>

最終参照日：2023/01/23

防衛省・自衛隊「多角的・多層的な安全保障協力」より「各国との防衛協力・交流」> 「オーストラリア」、2022

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/pacific/australia.html>

最終参照日：2023/01/23

防衛省・自衛隊「多角的・多層的な安全保障協力」より「FOIPの維持・強化に向けて協働を進めていく国々との協力の例」、2022

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/index.html#block04>

最終参照日：2023/01/23

防衛省・自衛隊「多角的・多層的な安全保障協力」より「FOIPの維持・強化に向けて協力を強化する地域との取組の例」、2022

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/index.html#block05>

最終参照日：2023/01/23

防衛省・自衛隊「ドイツ」> 「(参考) 防衛協力に係る各種協定等の締結」、2022

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/euro/germany.html>

最終参照日：2023/01/23

防衛省・自衛隊「フランス」> 「共同訓練・演習」、2022

URL：

<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/euro/france.html#:~:text=%E3%81%AE%E3%83%8F%E3%82%A4%E3%83%AC%E3%83%99%E3%83%AB%E4%B%A%A4%E6%B5%81-,%E5%85%B1%E5%90%8C%E8%A8%93%E7%B7%B4%E3%83%BB%E6%BC%94%E7%BF%92,-2021%E5%B9%B4>

最終参照日：2023/01/23

Hosoya Yuichi, FOIP 2.0: The Evolution of Japan's Free and Open Indo-Pacific Strategy,

Asia-Pacific Review, 26:1, 2019, p.18-28

Ministry of Foreign Affairs of Japan, UK-Japan Joint Statement, 2019

URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000436675.pdf>

最終参照日 : 2023/01/23

望月寛子『『航行の自由』作戦に関する年次報告書 (2015 年版)』、航空研究センター、p.121-5

URL : <https://www.mod.go.jp/asdf/meguro/center/img/121ap2.pdf>

最終参照日 : 2023/01/23

森聡、福田円『入門講義 戦後国際政治史』、慶應義塾大学出版会、2022

読売新聞オンライン「英空母「クイーン・エリザベス」が横須賀に寄港…英海軍最大の艦艇、中国をけん制」、2021/9/4

URL : <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210904-OYT1T50219/>

最終参照日 : 2023/01/23

ロイター通信「日英伊、次期戦闘機の共同開発で合意 2035 年に配備開始」、2022/12/9

URL : <https://jp.reuters.com/article/japan-uk-italy-fighter-jet-idJPKBN2ST07E>

最終参照日 : 2023/01/23

ロイター通信「米中軍艦が南シナ海で異常接近、米側の回避で衝突免れる」、2013/12/16

URL : <https://jp.reuters.com/article/l3n0ju0df-us-chinese-warships-idJPTYE9BE01C20131215>

最終参照日 : 2023/01/23

ロイター通信「防衛費 5 年間で 43 兆円、現行計画の 1.6 倍 戦闘継続能力を強化」、2022/12/16

URL : <https://jp.reuters.com/article/japan-government-1216-idJPKBN2T00L1>

最終参照日 : 2023/01/23

Royal Navy, Carrier Strike Group deployment to visit 40 countries, 2021/4/26

URL : <https://www.royalnavy.mod.uk/news-and-latest-activity/news/2021/april/26/210426-csg21-deployment>

最終参照日 : 2023/01/23

Royal Navy, Patrol ships bid farewell to Portsmouth as they begin Indo-Pacific deployment, 2021/9/7

URL : <https://www.royalnavy.mod.uk/news-and-latest-activity/news/2021/september/07/210907-spey-and-tamar-deploy>

最終参照日 : 2023/01/23